

国連気候変動枠組条約第13回締約国会議 及び 京都議定書第3回締約国会合

(2007年12月3日－15日)

概要レポート

“バリ国連気候変動枠組条約会議”は2007年12月3日-15日に開催された。バリ会議では、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第13回締約国会議 (COP 13) 及び京都議定書第3回締約国会合 (COP/MOP 3) など一連の会合が行われ、3,500名を超える政府関係者をはじめ、国連・関連機関・非政府組織やNGOからの代表5800名、メディア関係から約1,500名の認定メンバーら総勢約10,800名が参加した。

COP及びCOP/MOPの作業を支援する補助機関、すなわち、科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)及び実施に関する補助機関 (SBI)の第27回会合 (SB 27)は、12月3日-12日に開催された。さらに、京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束のためのアドホックワーキンググループ (AWG)も12月3日-15日に第4回再会合 (AWG 4)が行われた。その他にも、交渉の前進に向けて数多くのコンタクトグループ (分科会) 及び非公式協議がとり行われた。

これらの会合の結果、15のCOP決定書、13のCOP/MOP決定書が採択され、補助機関の結論書も数多く採択されることとなった。今回の成果としては、京都議定書の下での適応基金について決着がつけられたことや、途上国の森林減少に起因する排出量の削減についての決議、技術移転、キャパシティビルディング (能力向上)、京都議定書の柔軟性メカニズム、気候変動対策の悪影響、国別報告書、資金的な問題や事務管理事項、様々な手法問題など、幅広いテーマについての決定が下されたことがある。

しかしながら、バリ会議の中心テーマは長期的な協力と京都議定書の第1約束期間が失効する2013年以降の問題、いわゆる“ポスト京都問題”であった。2009年12月までに、2013年以降の次期枠組についての交渉をまとめるための行程表、いわゆる“バリ・ロードマップ”という2年間のプロセスについて合意を探るべく交渉官は多くの時間を費やした。国連気候変動枠組条約及び京都議定書の両方に係る支援機関の下、多くの分科会の中で交渉が進められた。国連気候変動枠組条約の下では、“枠組条約の実施強化により、気候変動に対応するための長期的な協力行動に関する対話 (ダイアログ) “へのフォローアップをどうすべきかという議論が中心となった。一方、京都議定書の下では、AWGが2013年以降の附属書I締約国のコミットメント (約束) を決定するためのタイムテーブルについて検討された。また、京都議定書9条に基づく京都議定書の第2回見直し (レビュー) に向けた準備プロセスについて概要がとりまとめられ、自発的な約束に関する“ロシア提案”についても討議された。

予定された会議最終日の閉会時刻から24時間後の12月15日 (土) 午後になってようやく、閣僚及び政府高官、上級担当者らが“バリ・ロードマップ”を構成する一連の成果について合意し、交渉が完了する運びとなった。今回の諸決定により、デンマーク・コペンハーゲンに於いて2009年に開催予定の国連気候変動枠組条約第15回締約国会議 (COP 15) 及び京都議定書第5回締約国会合 (COP/MOP 5) で、2013年以降の包括枠組について交渉妥結を目指すということで、国連気候変動枠組条約と京都議定書の下で行われる今後2年間の一連の会合の方向性と指針が定められた。

そうした交渉と平行し、12月12日－14日には、COP及びCOP/MOP合同の閣僚級会合 (ハイレベルセグメント協議: HLS) が開催され、100名を超える閣僚及び政府高官らが出席した。また、幅広い気候変動のテーマについては、200以上の“サイドイベント”も開催された。サイドイベントに関するレポートについては、ウェブサイト (<http://www.iisd.ca/climate/cop13/enbots/>) から入手できる。一方、会議場の外では、会議に関連して企画された数多くの社交行事やアクティビティーの他に、いくつか抗議行動やデモも見られた。



Earth Negotiations Bulletin

COP13/COP/MOP3

<http://www.iisd.ca/climate/cop13>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

バリ会議では、2007年9月に国連事務総長の主催による国連気候変動に関するハイレベル会合から持ち上がった“突破口(ブレイクスルー)”の呼び声に、国連気候変動枠組条約及び京都議定書の締約国がうまく応えることが出来た。今次会議では、2013年以降のポスト京都に関する合意に向けて明確な最終期限を設けて妥結することを目指した遠大なる交渉に乗り出した訳だが、2013年以降の次期枠組で期待されるマダニと構成要素—“バリ・ロードマップ”—という成果を出せたという点では成功裏に終えられた。そこで、2009年までに確実に功を奏する結果が出せるかどうかは、今や、交渉官、政治家、世論、メディアなどが、交渉を進展させ、行動を起こし、プレッシャーを与え、弛まず注視する—といった各々の本分を全うしていけるかどうかという点にかかっているのである。

このレポートは、COP、COP/MOP及び補助機関の議題をベースに様々な議論、決定、結論などについて概要をまとめるものであり、バリ・ロードマップに関する交渉及び成果については別項目を設けて述べることにする。

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 及び京都議定書のこれまでの経緯

気候変動は持続可能な開発に対する最も深刻な脅威の一つであると考えられており、環境や人間の健康、食料の安全保障、経済活動、天然資源や物理的なインフラへの悪影響が予想されている。また、人為的に作られた温室効果ガスの全球大気中濃度の上昇は気候変化に結びつくということで科学者の見解は一致している。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、気候変動の影響はすでに観測されており、気候変動に対する予防策および迅速な行動が必要であるということが科学的な知見によって明らかになっている。

気候変動に対する国際政治上の対応は、1992年の国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の採択に始まった。UNFCCCは、気候系への「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気中濃度の安定化を目的とする行動枠組を設定した。そして、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、とりわけ二酸化炭素(CO₂)などが温室効果ガスとして規制対象と定められた。国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) は、1994年3月21日に発効し、現在192カ国が締約国となっている。

京都議定書: 1997年12月、日本の京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP 3) において、先進国及び市場経済移行国による排出削減に向けた数値目標達成を約束させた、国連気候変動枠組条約の京都議定書について、締約国代表が合意した。UNFCCCの下で“附属書I締約国” (Annex I parties) と称されるこれらの国々は、2008-2012年(第1約束期間)に、温室効果ガス6種 (GHGs) の総排出量を1990年比で平均5%削減するという目標達成に向けて、各国ごとに個別の数値目標を担うということで合意した。また、京都議定書は、こうした附属書I締約国が費用効果の高い形で目標を達成できるようにするため、3つの柔軟性メカニズムを設置した。すなわち、排出量取引制度 (ET)、附属書I締約国同士での排出削減プロジェクトに関する共同実施 (JI)、非附属書I締約国(途上国)で実施される排出削減プロジェクトを可能にするためのクリーン開発メカニズム (CDM) の3つである。COP 3以降は、各国の排出削減の実施および測定に係る方法を規定するための諸規定や運用細則などに関して、締約国による交渉が開始された。現在までに、177カ国が京都議定書に批准しているが、そのうちの附属書Iの締約国で1990年時点の世界の温室効果ガス総排出量の63.7%分を占めている。京都議定書は2005年2月16日に発効した。

ブエノスアイレス行動計画 (BAPA): 1998年11月、枠組条約第4回締約国会議 (COP 4) に於いて、京都議定書の諸規定および運用細則に関する文書—通称「ブエノスアイレス行動計画」(BAPA)—について作業を完了させるためのプロセスについて合意した。「ブエノスアイレス行動計画」は、こうした細かな内容についてとりまとめを行い、UNFCCCの実施を強化するための決定を下す最終期限を第6回締約国会議 (COP 6) と定めた。2000年11月、オランダ・ハーグで開催された第6回締約国会議 (COP6) で交渉妥結を図ったものの決着には至らず、翌2001年7月にドイツ・ボンで再開されるまでCOP 6の交渉は中断されることとなった。さらなる協議の末、「ボン合意」が採択され、この決定が京都議定書の実施に関するハイレベルの政治的方向性を示すものとなった。しかしながら、一部の問題に関する文書案については最終合意に至ら

ず、すべての決定書草案を第7回締約国会議(COP 7)での最終決議に託すということで締約国の意見がまとまった。

マラケシュ・アコード(マラケシュ合意): 2001年11月、モロッコ・マラケシュで行われた第7回締約国会議(COP 7)では、これまで未決となっていた諸問題に関して締約国の合意がまとまり、マラケシュ・アコードが結ばれるに至った。マラケシュ・アコードは、京都議定書の柔軟性メカニズムや報告様式及び方法論、土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)、遵守などに関する京都議定書のさまざまな運用細則に関する一連の決定書で構成されているパッケージ合意である。また、キャパシティビルディング、技術移転、気候変動の悪影響に対する対応、そして3つの基金の設立、すなわち、後発発展途上国(LDC)基金・特別気候変動基金(SCCF)・適応基金の設立などについても定められた。

このマラケシュ・アコードを踏まえ、第8回締約国会議(COP 8)および第9回締約国会議(COP 9)に於いて、テクニカルなルールや手続き上の規定内容を詰めることとなった。2004年12月、プエノスアイレスに於いて行われた第10回締約国会議(COP 10)では、“適応”と“緩和”に着目した二つの新たな議題項目についても締約国の合意が得られ、2013年以降、締約国が気候変動との闘いにおいてどのようなコミットメントをして関与していけば良いかという複雑かつ微妙な問題について、非公式レベルの交渉が開始されることとなった。

COP 11及びCOP/MOP 1: 第11回締約国会議(COP 11)及び京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP 1)は、カナダ・モントリオールに於いて2005年11月28日から12月10日にかけて開催された。京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP 1)では、これまで未決となっていた京都議定書の運用細則に関する決議を行い、マラケシュ・アコードを正式に採択した。

また、モントリオールでは気候変動に関する長期的な国際協力についての交渉も行われた。京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP 1)では、2013年以後の約束を議論する今後のプロセスをどのようなものにするべきかという問題が取り上げられ、京都議定書の下で、附属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG)を新たに設置するという決議を行った。

長時間に及ぶ交渉の末、第11回締約国会議(COP 11)では、“国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の下でのいかなる将来の交渉、約束(コミットメント)、プロセス、枠組、もしくはマンデートの予断することなく、”UNFCCCの下で長期的な協力を検討するという合意がなされた。これを受けて、第13回締約国会議(COP 13)までに、本件に関する一連の「対話(ダイアログ)」を行う場として、計4回のワークショップを開催することとなった。

AWGとUNFCCCダイアログ(対話): AWGとUNFCCCのダイアログ(対話)として計4回の会合が行われた。2006年5月、ドイツ・ボンに於いて開催された国連補助機関・第24回会合(SB 24)、2006年11月にケニア・ナイロビに於いて開催された第12回締約国会議(COP 12)及び京都議定書第2回締約国会合(COP/MOP 2)、2007年5月にドイツ・ボンに於いて開催された国連補助機関の第26回会合(SB 26)、そして2007年8月にオーストリア・ウィーンに於いて開催された“ウィーン気候変動会談”(Vienna Climate Change Talks)である。

AWGでは、今後の作業の重点項目について検討を開始した。2006年11月の第2回AWG会合では、1)緩和ポテンシャルと排出削減の幅、2)緩和目標を達成するために今後実行可能な手段、3)附属書I締約国の更なる約束に関する検討という3分野に特化した作業計画に関して合意がまとめられた。2007年5月の第3回AWG会合では、緩和ポテンシャルの分析に関する結論書を採用、第1約束期間と第2約束期間との間に空白期間が生じないよう作業を完了するためのタイムテーブルを作成するという合意がなされた。第4回AWG会合は、2007年8月にウィーンに於いて開始され、再度パリに於いて討議を継続することとなった。ウィーン会合では、附属書I締約国が実行できる排出量の削減幅や緩和ポテンシャル(潜在力)等について集中的な議論が行われ、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第3作業部会(WG III)の評価報告書からの重要な知見―「IPCCの評価のなかで最も低い水準で大気中の温室効果ガスの大気中濃度を安定化させるためには、世界の温室効果ガス排出量は今後10年から15年のうちにピークに達し、その後、

21世紀半ばまでに2000年水準の半分以下の量まで排出量を削減させなければならない」等一について言及した結論書をAWGとして採択した。また、AWGの結論書には、そうした最低レベルの安定化水準を実現するために、2020年までに附属書I締約国全体として1990年比25-40%の排出削減が必要となるという認識が記された。

一方、UNFCCCダイアログのワークショップは、COP 11で特定した4分野、すなわち、1) 持続可能な方法での開発目標の推進、2) 適応に関する行動への対応、3) 技術のポテンシャルの最大活用の実現、4) 市場ベースの機会の最大限の実現について、初期的な意見交換を開始した。第2回、第3回ワークショップではこれらの4分野に関する意見交換が行われたが、第4回ワークショップではそれまでのワークショップに於いて提起された意見を集約することに専念し、資金調達の問題などの最重要課題や横断的なテーマ(cross-cutting issues)について取り上げた。また、最後の2回のワークショップでは、UNFCCCダイアログとして設定された計4回の会合終了をもって、今後の次なるステップをどうするかという問題について検討が行われた。パリのCOP 13では、ダイアログの共同ファシリテータより全4回のワークショップに関する報告が行われる予定だ。

AWGやUNFCCCダイアログはもとより、最近のUNFCCCおよび京都議定書の会合でも、京都議定書9条に基づく京都議定書の第1回見直しや“自主的なコミットメント”に関するロシア提案などの長期的な問題が取り上げられた。

国連気候変動枠組条約 第13回締約国会議 (COP 13)

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第13回締約国会議(COP 13)は2007年12月3日、開幕した。インドネシアのRachmat Witoelar環境大臣がCOP 13 議長に選任された。Witoelar議長は、バリ会議の交渉議題に合意して、2009年に交渉完了とするためには締約国の幅広い支持が必要であると強調し、気候レジームの将来に関する交渉開始を呼びかけた。また、バリ州知事のDewa Made Berthaは、バリ島にも気候変動が深刻な影響をもたらしているとして警鐘を鳴らした。

UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、バリ会議が具体的な成果を出さなければならないという大きな責任を有していると、まずはどのような道具(tool)が適切なのか検討し、その後でどういった手段(type of instrument)を選択すべきなのかという点に焦点を合わせ、最終的にはその手法の法的性格(legal nature)について検討すべきであると提案した。

オーストラリアは、アンブレラグループ(欧州連合(EU)以外の先進国による緩やかな連合)の立場から、すべての国が貢献できるような、長期的な願望としての目標(long-term aspirational goal)を盛り込んだ包括的な国際協定を結ぶ必要があるとし、UNFCCCダイアログ(対話)を土台にした新たなプロセスの開始を提唱するとともに、アドホック・ワーキンググループ(AWG)の下での協議継続と京都議定書9条に基づくレビュー(見直し)を期待していると述べた。

パキстанは、G-77/中国の立場から、UNFCCCと京都議定書に規定されている主要原則に基づいたアプローチの重要性を強調し、AWGの下で作業を進展させることが“絶対不可欠”であると述べた。

また、小島嶼国連合(AOSIS)の立場からは、グレナダが、世界の気温が2°C上昇すれば小島嶼後発途上国(SIDS)に壊滅的な影響があるとして、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の枠組の中で、京都議定書を踏まえつつ、445ppm以下での大気中CO₂濃度安定化につながるような地球規模の包括的な対策を講じる必要があると強調した。ナイジェリアは、アフリカグループの立場から、先進国に現在のコミットメントを達成するよう求めた。

スイスは、環境十全性グループ(Environmental Integrity Group)の立場から、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書(AR4)について触れ、緊急に行動を起こすよう求めた。モルジブは、後発開発途上国(LDCs)の立場から、クリーン開発メカニズム(CDM)だけではなく、他の柔軟性メカニズムにも適応基金の課徴金制度を適用すること、さらに国際海上輸送や国際航空なども課税対象とすることを提案した。ポルトガルは、欧州連合(EU)の立場から、今後10-15年以内に世界の排出量の伸びに歯止め



Earth Negotiations Bulletin
COP13/COP/MOP3
<http://www.iisd.ca/climate/cop13>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

をしなければならぬと述べ、そのためにも2009年までに包括的な国際合意を形成する必要があると強調した。

組織事項

手続き規定の採択: 投票に関する規定案42を除き、手続きに関する規定案をひきつづき適用するということで締約国が合意した。(FCCC/CP/1996/2)

議題の採択: COP 4以降、これまで毎回行われたCOP で留保されてきたUNFCCC 4条2項(a)および(b) (排出量および吸収源からの除去量に関する政策と措置)の妥当性についての第2回見直しに関する議題項目を除き、COP 議題 (FCCC/CP/2007/1)が採択された。技術の開発と移転に関する議題項目については、G-77/中国を代表する立場で寄せられたパキスタン提案が承認され、本件はSBSTAとSBIの双方に更なる検討を付託することとなった。

議長団(ビューロー)の選出: 12月15日、COP 議長以外の議長団(Bureau)メンバーが選出された。新たに選出されたメンバーは以下の通り:COP 副議長: Mohammed Barkindo (ナイジェリア)、Feturi Elisaia (サモア)、Christiana Figueres-Olsen (コスタリカ)、Eric Mugurusi (タンザニア)、Alexander Pankin (ロシア)、Marina Shvangiradze (グルジア)、Traude Wollansky (オーストリア)。COP報告官(Rapporteur): Karen Nicole Smith (バルバドス)。SBI議長: Bagher Asadi (イラン、再選)。SBSTA議長:Helen Plume (ニュージーランド)。

COP 14 及び COP 15の開催日程・開催地: ポーランドから2008年12月1日-12日にポーランド・ポズナニに於けるCOP 14 及び COP/MOP 4 開催の申し出があり、COPはこれを受諾するとの決議を採択した。また、COP 15 及び COP/MOP 5については、2009年11月30日-12月11日にデンマーク・コペンハーゲンに於いて開催するとのデンマークからの申し出を受諾する決議も採択された。さらに、会議開催国とのホスト国協定(FCCC/SBI/2007/15/Add.1)をまとめるため、COP側は、事務局長とポーランド政府及びデンマーク政府との間でひきつづき協議を行うよう要請した。

オブザーバー組織・委員等の承認: オブザーバー組織リスト (FCCC/CP/2007/2)及び締約国が提出した信任状に関する報告書(FCCC/CP/2007/5)についても合意され、技術移転に関する専門家グループ(EGTT)委員推薦者の名簿も承認された。

IPCC 第4次評価報告書(AR4)

12月4日のSBSTA全体会合(プレナリー)で本議題が取り上げられ、IPCC事務局長のRenate ChristがAR4の主要な知見に関するプレゼンテーションを行った。12月7日にはIPCCの Rajendra Pachauri議長よりCOP に対する概要報告が行われ、12月13日にはハイレベルセグメント会合で各国閣僚に対するブリーフィングが行われた。SBSTAプレナリーの冒頭では、インドネシア、マレーシアなどが、地域別及び局地的なモデル研究の必要性に注目する発言を行った。EUは、ノルウェーとコロンビアの支持を受け、COP15への報告を念頭に、IPCCに対して2009年半ばまでに最新版の報告書を作成するよう要請することを提案した。ジャマイカは、低水準での安定化シナリオに関してさらに研究を行うことを提案した。

非公式レベルでの協議及びIsmail Elgizouli (スーダン) 及びJean-Pascal van Ypersele (ベルギー)が共同議長を務めるコンタクトグループで折衝が続けられ、IPCCの専門家を招聘してワークショップを開催すべきかどうか、また開催する場合はその時期をいつ頃にすべきかといった問題やCOP 15の前にIPCC最新報告書を出すよう要請するかどうか、UNFCCCとしてIPCCのどんな点を考慮に入れるべきか等といった点が討議された。主な争点は、COPとしてIPCCの成果物について単に留意しておけば良いのか、あるいは、何らかのアクションを起こすとか、IPCCの成果に対するフォローアップを行うといった突っ込んだ対応をすべきかどうかという点だった。コンタクトグループと非公式協議は、20時間以上も続けられ、SBSTAの結論及びCOP の決定の双方について合意がまとまった。SBSTAは12月11日に結論書を採択、COPは12月15日にAR4に関する決定書を採択した。

SBSTA 結論: SBSTAは結論書 (FCCC/SBSTA/2007/L.20/Rev.1)でAR4の報告に関連するUNFCCC及び議定書の議題項目すべてが重要であると認識し、事務局にインセッションワークショップ開催を要請し、SBSTA 29でAR4に関する審議を完了させるということで合意した。

COP 決定: 決定書 (FCCC/SBSTA/2007/L.20/Add.1/Rev.1)では、COPは、特に、IPCC第4次評価報告書(AR4)を気候変動に関する最も権威ある報告書として認識し、締約国には将来の行動ならびに各国の国内政策も含めて関連するすべての議題項目の下行われた討議の中にあつたAR4の情報を有効に活用するよう促し、IPCCには締約国に対してタイムリーな情報提供を行うよう呼びかけた。

UNFCCCの約束の実施とその他の条項に関する見直し

COPの本議題の下では、資金メカニズム、国別報告書、技術移転、キャパシティビルディング及び決定書1/CP.10(適応と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画)の実施について討議された。

資金メカニズム: この議題の下に、資金メカニズム第4回見直しに関する小項目(FCCC/SBI/2007/21)や地球環境ファシリティ(GEF)の報告書及びガイダンス (FCCC/CP/2007/3)が盛り込まれており、12月4日のSBIプレナリーで最初に取り上げられた後、Tina Guthrie(カナダ)及びBubu Pateh Jallow(ガンビア)が議長を務めるコンタクトグループでの会合と非公式協議で審議された。GEFに対するガイダンスについては、非附属書I 締約国の国別報告書に関する議題について行われた個別の折衝の中でも討議され、最終的にGEFに関するCOP 決定に寄与するSBI 結論書が採択された。(詳しくは本レポート、非附属書I 締約国の国別報告書の項目-7頁-を参照のこと。)

GEFに関する協議については、12月11日にCOP 決定書草案について合意がまとまり、12月14日のCOPで決定書が採択された。

COP 決定(資金メカニズム): 資金メカニズムに関する決定書 (FCCC/SBI/2007/L.34/Add.1)には、資金メカニズムの第4回見直しに関する項と、資金メカニズムの見直しの目的や方法に関する追加的な指針を規定した付属書が盛り込まれた。また、同決定書で、特に、UNFCCCの下での約束達成に向けた途上国支援として必要な資金の評価に関してGEF事務局とUNFCCCが共同で作成したレポートや気候変動の国際金融対策を拡充するための選択肢、国際的な気候変動対応策に係わる現在から将来の投資及び資金の流れに関する分析レポート等について、2008年3月21日までに、締約国が事務局宛に見解書を提出するよう呼びかけた。また、締約国から提出された意見書については、SBI 28に検討を要請することとし、COP 14での採択をめざして決定書草案として勧告することとした。

COP 決定(追加ガイダンス): GEFに対する追加的ガイダンスに関する決定書 (FCCC/SBI/2007/L.35)では、引き続きGEFに対して、特に、以下の点を要請するとして列挙している。

- GEF改革案の中で行われた変更点について、透明性と適時性を担保しつつ、締約国と連絡を図れるよう、国家間対話を強化。
- 増分費用原則の適用を単純化・簡素化。
- 気候変動の悪影響に特に脆弱な国々に対するGEFの資金アクセスの改善。
- 実施に関する各国の連絡義務を履行するために発生する、合意を受けた途上国側費用全額の支払いに向けた財源確保。

さらに、COPは、特に後発途上国(LDCs)及び小島嶼開発途上国(SIDs)をはじめとする途上国に対して適宜、資金供与を続けていくようGEFに要請した。

附属書I締約国の国別報告書:第4回国別報告書の編集と統合: 12月4日のSBIプレナリー及びSushma Gera(カナダ)及び Hongwei Yang(中国)が共同議長を務めるコンタクトグループの会合に於いて、本件(FCCC/SBI/2007/INF.6 及び Add. 1・2)が検討された。G-77/中国は、附属書I国の排出量が増加していることに懸念を表明し、排出量のトレンドや附属書I国の政策及び措置に関する記載を盛り込むよう提案した。EU、日本、カナダ、ニュージーランドは、“ストレートな”結論書となったことを評価し、事務局に対して感謝の意を伝えた。また、第5回国別報告書の提出期限についても検討されたが、特段論議を呼ぶことなく、12月10日にSBIは短い結論書を採択、COP は12月14日に決定書を採択した。

SBI 結論: SBI結論書(FCCC/SBI/2007/L.26)で第4回国別報告書の編集と統合について記載された。

COP 決定: 決定書(FCCC/SBI/2007/L.26 Add.1)で、国別報告書及び毎年の温室効果ガス(GHG)インベントリが、附属書I国によるUNFCCCの実施について見直す上で重要な情報源になっていると強調し、締約国からの情報の編集・統合を行っている事務局の作業を歓迎するとともに、まだ第4回国別報告書を提出していない締約国に対しては優先事項として対応するよう要請した。また、第5回国別報告書の提出期限については、2010年1月1日とし、その次の第6回国別報告書の期限についてはCOP 15で決定することとした。

1990-2005年の国別温室効果ガス(GHG)インベントリデータ報告: 12月4日(火)のSBIプレナリーで、同報告書(FCCC/SBI/2007/30)について留意された。

第4回国別報告書の見直しに関する進捗報告書: 12月4日(火)のSBIプレナリーで同報告書(FCCC/SBI/2007/INF.8)について留意された。

非附属書I締約国の国別報告書: 非附属書I 国の国別報告書に関連するCOP とSBIの議題としては、専門家諮問グループ(CGЕ)の作業、資金的・技術的支援の規定、非附属書I 国の国別報告書に記載された情報などが検討された。これまでの会合では、G-77/中国が非附属書I国の国別報告書に記載された情報について議論することに反対を唱えていたため、本件の審議は保留となり、最終的にSBI 28での暫定議題とすることになった。

専門家諮問グループ (CGE): 12月4日のSBIプレナリー、Kristin Tilley (オーストラリア)及び Arthur Rolle (バハマ) が共同議長を務めるコンタクトグループでの会合、その他一連の非公式協議で本議題(FCCC/SBI/2007/10/Add.1、FCCC/SBI/2007/20、27、28及びFCCC/SBI/2007/MISC.7) の審議が行われた。

議論の焦点となったのは、専門家諮問グループ(CGЕ)の新たなマンデートである。米国 とアンブレラグループの国々は、新たに別のマンデートを策定する必要があると強調した。また、米国はCGEのマンデートとして非附属書I 国別報告書の検証を挙げ、他の国々も支持を表明したが、ブラジルはG-77/中国の立場から米国の意見に反対を唱え、現在留保されている非附属書I国の国別報告書の見直しに関する議題項目と関連づけることにはすべて反対だと主張した。12月11日のSBI閉会時までには全く合意に達することが出来ず、カナダ、EU、G-77/中国がこの結果には失望したと述べた。本件に関する非公式協議は12月14日まで続いたが、何ら合意点を見出すことができず、COPの閉会プレナリーではこの点について留意された。

SBI 結論: 結論書 (FCCC/SBI/2007/L.33)では、CGEのマンデート及び委託事項の修正案に合意がまらず、COP 14での決議を勧告することをめざし、SBI 28で審議継続とすることで合意した。

資金的・技術的支援: 12月4日のSBIプレナリーで本件(FCCC/SBI/2007/INF.9 及び FCCC/SBI/2007/MISC.13 & Add.1)が取り上げられ、その後、Kristin Tilley (オーストラリア)及び Arthur Rolle (バハマ)が共同議長を務めるコンタクトグループと非公式協議で討議が続けられた。討議では、G-77/中国及び小島嶼国連合(AOSIS)が附属書I国の国別報告書についてGEF資金割当枠組(Resource Allocation Framework: RAF)を適用することに反対し、全額融資の実施とCOP ガイダンスの欠如を強調した結果、本件についてはGEFに指針を与えることに決まった。12月11日、SBI結論書が採択され、その後、GEFに対する追加ガイダンス(FCCC/SBI/2007/L.35)に関するCOP 決定書に統合されることとなった。(本レポートの資金メカニズムに関する欄 -6頁- 参照)

SBI 結論: 結論書(FCCC/SBI/2007/L.32) では、SBIは、COP 13が特に、UNFCCC12条1項の遵守を目的として“途上国で発生した費用全額の支払いのための”財源確保、実施機関による手続きの作業簡素化と融資プロセスの有効性改善のための作業継続、時宜を得た融資支払いを確保するための運用手続き改善などをGEFに要請するよう勧告する内容となっている。

技術移転: 12月3日(月)のCOP プレナリーの審議で取り上げられ、その後、SBSTA 及び SBIの双方で審議された (FCCC/SBSTA/2007/11、13 及び Add.1、FCCC/CP/2007/3、FCCC/SBSTA/2007/4)。また、12月12日に行われた国際技術協力に関するハイレベルラウンドテーブルでも討議された (詳しくはウェ

ブサイト: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12352e.html>参照)。技術移転については、SBSTA及びSBI両方の議題として検討を行うというG-77/中国提案について、COPが合意した。

SBSTAの下ではCarlos Fuller (ベリーズ) 及び島田久仁彦(日本)が共同議長を務めるコンタクトグループ、SBIの下ではJukka Uosukainen (フィンランド) 及び Philip Gwage (ウガンダ)が共同議長を務めるコンタクトグループが個別に発足することとなったが、SBSTAでもSBIでも結論を出すまでに至らず、本件はCOPで再度検討に付されることとなった。しかし、最終的には結論がとりまとめられ、SBIとSBSTAそれぞれに関する内容の決定書草案が1件ずつ完成した。技術移転に関する議論は、1) 制度的な取り決め、2) パフォーマンス指標、3) 融資の3点を中心に進んだ。制度的な取り決めについては、先進国が技術移転に関する専門家グループ(EGTT)のマンデート延長を求めたのに対し、G-77/中国はUNFCCCの下で新たな組織を発足させるべきだと主張した。その後の討議で、EGTTの組織を改め更に5年延長させることとし、SBSTAとSBIの双方に報告する資格を付与するという事で合意がまとまった。

パフォーマンス指標に関する討議は、技術移転枠組の実施状況や実効性を監視し、評価するための一連の指標づくりを求める、G-77/中国の提案に端を発するものだったが、EGTTがこうした指標を策定し、SBIで利用していくということで参加者の合意がまとまった。

融資面では、G-77/中国から、UNFCCCの下で新たな資金メカニズムを構築してほしいとの要望が上がったが、米国がGEFの下で機関(ファシリティ)もしくはプログラムを立ち上げることを提案し、最終的にはGEFの下で“戦略的な”プログラムを策定するという事で合意に達した。また、追加融資の対象とされる活動リストについても検討され、合意が得られた。12月14日、COPにより結論書及び決定書が採択された。

COP 結論: 結論書 (FCCC/CP/2007/L.3)で、COP は事務局に下記の要請を行っている。すなわち、2008年、2009年に地域別トレーニングプログラムの実施、及びこれに続く地域別ワークショップ、適応技術に関する会議の開催、技術ニーズ評価(TNAs)のための国連開発計画(UNDP)ハンドブックの改訂、EGTTに関する特別会合の速やかな開催等である。

COP 決定 (SBSTA): 決定書 (FCCC/CP/2007/L.4)で、COPは一連の行動を採択し、EGTTの再編について合意した。また、決定書には、行動に関する付属書とEGTT付託事項に関する付属書が添付された。今回特定された行動は、技術移転枠組に付託する5つのテーマ、すなわち、1) 技術ニーズ評価(TNAs)、2) 技術情報、3) 潜在力を発揮できるような環境づくり、4) キャパシティビルディング、5) 技術移転メカニズムである。一方、EGTTに付託する役務としては、SBSTA 28での承認をめざして、2008-12年の第1約束期間の計画及び2013年以降の計画を含め、2カ年毎の作業計画を策定することと定められた。

COP 決定 (SBI): 決定書 (FCCC/CP/2007/L.2)で、COPは、特に、以下を行っている。EGTTが補助機関に提言(勧告)を行うということで合意。技術ニーズ評価(TNAs)の実施、民間部門へのインセンティブ(奨励策)、増分費用全額に関する問題、低炭素技術やノウハウに関するライセンス問題などを含め、融資に係わる重要な課題の特定。技術移転の投資拡大のための戦略プログラムをGEFで策定するよう要請。SBIで利用する一連のパフォーマンス指標の策定をEGTTに要請。UNFCCCの下での技術ニーズ評価(TNAs)の継続についての合意。

UNFCCCの下でのキャパシティビルディング: 途上国のキャパシティビルディング: 本議題 (FCCC/SBI/2007/25及び MISC.8)は、COP からSBIでの検討に付託されることとなり、12月4日に検討された。その後、Helmut Hojesky (オーストリア) 及びCrispin D'Auvergne (セントルシア)が共同議長を務めるコンタクトグループでも協議された。コンタクトグループでの協議は進展せず、あくまでもCOP決定をめざすG-77/中国と、本会合ではSBI結論で十分だとするEUをはじめとする附属書I締約国との間で意見対立が目立ったが、何ら文書として採択するに至らず、12月11日の閉会プレナリーでは、SBI 28の暫定議題として本件を検討に付すことにすることでSBIの意見がまとめられた。しかし、その後行われた閣僚級会合(ハイレベルセグメント)では結論書草案がまとめられ、12月14日のCOPで承認の運びとなった。

COP 結論: 結論書 (FCCC/CP/2007/L.5)で、SBI 29で検討するため、国レベルのキャパシティビルディングのモニタリング及び評価に関するサブミッションを2008年8月15日までに提出するよう求めた。また、

COP 14及び SBI 29に先駆けて、活用できる資金に応じて、国レベルのキャパシティビルディングのモニタリング及び評価のためのパフォーマンス指標に関するテクニカルペーパーを作成するとともに、ワークショップを開催するよう事務局に要請している。SBI 28でキャパシティビルディングの枠組実施に関する第2回総合見直しを開始すると記載し、“更に系統的かつ組織的な方法で”GEFに提供するこれらの活動に関する情報を求めつつ、ひきつづき資金的・技術的支援をGEFに提供していく必要があると改めて表明している。また、COPは、関連する国連機関や多国間組織、二国間組織による活動を強化する必要があると記している。

経済移行国のキャパシティビルディング: 本項目(FCCC/SBI/2007/15)はCOPからSBIに付託され、12月4日に審議が行われた。その後、Helmut Hojesky (オーストリア) 及び Vlad Trusca (ルーマニア)が共同議長を務めるコンタクトグループで討議されたが、そこで短い結論書草案が作成され、12月11日のSBIで採択された。12月14日、COPにより結論書が採択された。

SBI 結論: 結論書(FCCC/SBI/2007/L.27)で、SBIは、依然として経済移行国がキャパシティビルディングに関する支援を必要としていることに留意し、GEFや先進国、多国間・二国間組織を含め、そうした支援を提供できる立場にある団体には、引き続き支援を行うよう促した。また、SBIは、SBI 36で見直しを行うため、2012年12月までに、これらの活動に関するサブミッションを提出するよう呼びかけている。

決定書1/CP.10(適応及び対応措置に関するブエノスアイレス作業計画)の実施に関する進捗状況: 12月4日のSBIプレナリーで最初に討議された後、Shayleen Thompson (オーストラリア)及び Philip Gwage (ウガンダ)が共同議長を務めるコンタクトグループや非公式協議の中で議論された。COP 10からの委任を受けた専門家会合や地域別ワークショップが数多く開催されたことを踏まえ、気候変動の悪影響や対応措置の実施に絡んで影響がある分野において今後更なる行動を起こすために実現可能な諸要素について検討する予定となっていた。

SBIのBagher Asadi議長は、SBI 26の議論の中で特定された要素に基づいて作成した草案文を紹介した。米国、カナダ、EUなどは、これを議論のたたき台としては良いと評価したが、G-77/中国は、実施に関する部分をもっと詳しく記述する必要があるとした。しかし、G-77/中国として、本件に関する共通見解を持っていなかったため、代替案を提示することはできなかった。G-77/中国が特定した悪影響に関する広範な要素に関する意見交換が行われ、適応の実施促進及び対応措置の実施による影響への対応などを促進する活動を特定するため、2008年6月のSBI 28以前及びSBI 28期間中の非公式レベルの事前会合のなかで2分野の下での更なる行動について引き続き検討していくということで合意がまとまった。南アフリカ、EUなどの国々が、SBSTA及びSBIの両議長による合同事前会合を開催するという案を支持したが、米国がこれに反対を唱え、最終的に、SBI議長による会合だけを行うこととなった。

SBI 結論: 結論書 (FCCC/SBI/2007/L.31)で、SBIは、気候変動の悪影響及び対応措置の影響に関して今後の更なる行動のための要素を盛り込めるような分野を列举し、以下の要望を出している。すなわち、SBI議長にはSBI 28と平行して更なる行動を検討するための非公式レベルの事前会合の実施、締約国には実施について評価するための委託事項を検討するためのインプットとして実施の進捗状況に関する各国の見解書の提出、及び決定書1/CP.10の更なる実施に向けてCOP 14が求めた更なる行動について検討するためSBI 28での審議継続についての合意等を求めた。

後発開発途上国(LDCs): この小議題(FCCC/SBI/2007/31及び 32)はCOPよりSBIに付託され、12月4日の検討に付された。多くの締約国が、LDC 専門家グループのマンデート延長を支持すると表明し、Michelle Campbell (オーストラリア)及びAmjad Abdulla (モルジブ)が共同議長を務めるコンタクトグループが発足した。同コンタクトグループでの審議で、LDC 専門家グループのマンデート延長について合意がまとめられ、短いSBI 結論書草案及びCOP 決定書が作成された。結論書は12月11日のSBIで採択され、12月14日のCOPで決定書が採択された。

SBI 結論: 結論書 (FCCC/SBI/2007/L.24)で、SBIは、2007年12月4日までに締約国26カ国から国家適応行動計画が提出されたことを歓迎し、未提出の締約国には時宜にかなった方法で提出するよう促している。

COP 決定: 決定書 (FCCC/SBI/2007/L.24/Add.1)で、COPは、LDC 専門家グループのマンデート延長を決定し、COP 16でこれを見直すこととした。また、COPは同グループにSBI 28で検討するため作業計画を作成するよう要請した。

途上国の森林減少に起因する排出量の削減

この問題は12月4日のSBSTAプレナリーで取り上げられた後、Audun Rosland (ノルウェー) 及びHernán Carlino (アルゼンチン)が共同議長を務めるコンタクトグループ及び非公式協議など、数多くの会合で討議された。SBSTA 26から先送りされてきた草案文について検討されたが、主に議論の中心となったのは、インド、ブータンなどが提起した森林保全と森林炭素貯留の強化に関する記載とUNFCCCの下での長期協力行動に関する議論との絡みで森林減少について検討するという提案で、これにはブラジル、EUなどが反対に回った。その他の論点としては、パイロット段階に関する記載のしかた、モダリティー(交渉手順)またはガイダンス(指針)等に関する指標となるリスト、国家レベルのアプローチに加えて準国家レベルのアプローチも含めるかどうか(コロンビア提案)、将来の気候変動レジームに関する議論との関連で早期行動について記載する(パプアニューギニア提案)、資金源の動員を締約国に呼びかけるパラグラフの中で附属書II締約国について言及する案(多くの締約国が支持、日本は反対)等があった。

COPが奨励している行動に関する問題については、EU案を土台に、米国などの提案を受けて修正されたとおり、付属書にガイダンスをつけることで締約国の合意がまとまり、ブラジルが支持を表明した“パイロット段階”(pilot phase)という言葉の代わりに“実証活動”(demonstration activities)を用いることで、締約国の合意がまとまった。また、森林減少の要因に対処するための幅広い行動を模索するよう締約国に奨励しているパラグラフの中で、持続可能な森林管理による森林炭素貯留の強化について言及することでも合意が得られた。長期協力行動に関する議論との絡みでこの問題を討議する件については、決定書が採択されるまで括弧書きのまま残ったが、長期協力行動(本レポート-91頁- 参照)に関する決定書の中に、途上国における森林減少と森林劣化に起因する諸問題に対する政策アプローチ及び前向きなインセンティブについての記載を盛り込み、途上国における森林保全、持続可能な森林管理及び森林炭素貯留の強化の役割について検討するという事で決着した。

COP 決定: COPは決定書 (FCCC/SBSTA/2007/L.23/Add.1/Rev.1)で特に 下記のとおり指摘している。

- 途上国の森林減少及び森林劣化に起因する排出量の削減に向けて更なる有意義な行動を起こすことが急務であると再確認する。
- 締約国には“森林減少及び森林劣化に起因する排出量の削減、ひいては持続可能な森林管理による森林炭素貯留の強化をめざし”、森林劣化の要因に対処するため、実証活動を含め、一連の行動を模索し、努力することを奨励する。
- サブミッションやワークショップ開催等を通じて、一連の政策アプローチや前向きなインセンティブに関連する手法問題についての作業計画に着手し、作業の成果をCOP 14に報告するよう、SBSTAに要請する。
- “途上国の森林減少及び森林劣化に起因する排出量の削減に関連した諸問題に対する政策アプローチや前向きなインセンティブ;途上国における森林保全、持続可能な森林管理及び森林炭素貯留の強化の役割”について、バリ・ロードマップの下で、更に検討することに留意する。

事務管理・資金・制度的な事項

本議題の下で、COPは、2006-2007年度予算収支及び2008-2009年度事業予算について検討した。

2006-2007年度予算収支: 12月4日のSBIで、事務局よりUNFCCC及び京都議定書の2006-2007年度(2ヵ年)予算収支 (FCCC/SBI/2007/19及び INF.11) について報告があった。事務局は、収入及び支出につ

いては米ドル相場の下落に影響を受けたことを指摘した。2006-2007年度(2ヵ年) 予算収支、及び事務局の役割と業務についての見直しの継続に関するCOP決定書草案は、12月11日、SBIにより採択され、12月14日、COPにより採択された。

COP 決定: 決定書 (FCCC/SBI/2007/L.23/Add.1) で、COPは、コア予算への分担金を未だ拠出していない締約国には迅速に支払うよう要請し、すでにコア予算への分担金を支払い済みの締約国には感謝の意を表明し、締約国にはUNFCCC参加信託基金(Trust Fund for Participation in the UNFCCC process) および補助活動信託基金(Trust Fund for Supplementary Activities)に対して更に資金供与を増やすよう奨励し、コア予算に対し年額766,938ユーロの自発的な寄付金と事務局に対してホスト国政府として1,789,522ユーロの特別寄付金を拠出したドイツ政府にはあらためて感謝の意を表した。また、事務局の役割と業務についての見直しの継続に関しては、COPは事務局の役割と業務についての情報に留意し、SBIが本件について審議するという事で合意している。

2008-2009年の事業予算: 2007年5月のSBI 26で本項目に関する決定書草案の審議が行われ、その後COP 13に付託されていたが、12月14日のCOPで採択された。

COP 決定: 決定書 (FCCC/SBI/2007/15/Add.1)で、COPは、事務局長が提起した2008-2009年度事業予算案(総額54,031,584米ドル)を承認するとともに、2008-2009年予算の一部補填のため、先の会計期間から未使用差引残高もしくは寄付金から200万米ドル分の引き出しを承認、京都議定書の適用どおりCOP/MOP 3に勧告された予算の諸要素を受諾するよう呼びかけた。

補助機関会合(SB)レポート

12月14日、第27回SBSTA会合報告書(FCCC/SBSTA/2007/L.11) 及び第27回SBI会合報告書(FCCC/SBI/2007/L.19)がCOPにより採択された。両報告書にはその後COP及びCOP/MOPで取り上げられた多くの項目についての記載があるが、結論書が採択されているながらCOPでは直接取り上げられることがなかった項目もいくつかある。ここでは、COPの議題書には含まれなかったが、国連の科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA)と実施に関する補助機関(SBI)の報告書の中で取り上げられているUNFCCC関連の諸問題について詳細に述べることにする。

科学的・技術的助言に関する補助機関(SBSTA): SBSTA 27で取り上げたのは、気候変動の影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画に記載されたUNFCCC関連の問題; 緩和の技術的・社会経済的側面; 国際航空・海運で使用される燃料由来の排出量; 研究及び系統的観測などの問題である。

ナイロビ作業計画 (NWP): 本件については、12月4日のSBSTAプレナリーで取り上げられた後、Helen Plume (ニュージーランド) 及び Clifford Mahlung (ジャマイカ)が共同議長を務めるコンタクトグループ及び非公式協議で審議された。

ナイロビ作業計画の実施初年度の進捗報告書についての議論の中で焦点となったのは、適応活動の強化における作業計画の触媒的な役割、計画の作業における専門家の関与の重要性、計画の更なる実施のためのIPCCの知見の取扱い等である。また、今後の専門家グループ発足の必要性や作業計画の実施と更なる整備のために同専門家グループが果たしうる役割等についても検討された。G-77/中国は、専門家グループの設置案を支持し、小島嶼後発途上国(SIDs)などの国々も支持を表明したが、EU、米国などが、そうしたグループが付加価値を提供できるのかどうか疑義を呈した。日本は、本件をCOP 16で審議するよう提案した。今回は合意に達することができず、ナイロビ作業計画の初期的な活動を検討し、その後の更なる活動について特定する予定となっているSBSTA 29まで本件に関する決定を持ち越すこととなった。

SBSTA 結論: 結論書 (FCCC/SBSTA/2007/L.17)で、SBSTAは、特に、締約国に対しては適応に関する全ての専門領域を確実に網羅するためUNFCCC専門家名簿を更新するよう呼びかけ、事務局に対してはナイロビ作業計画に専門家を関与させることによって得られた教訓に関する報告書を作成し、SBSTA 29に於いて今後、専門家グループが必要かどうか検討するよう要請した。

緩和: 本件については12月4日のSBSTAプレナリーで最初に取り上げられ、サウジアラビアと米国 から、COP及びCOP/MOPの下にあるその他の議題項目との関連性が指摘された。この問題はGreg Picker (オー

オーストラリア)が議長を務める非公式協議での審議に付され、SBSTA 結論書草案についての交渉が行われた。本文に関しては、翌2008年に本件の更なる審議に関して追加情報を含めるかどうかという点を巡り、若干の意見の食い違いが見られたものの、比較的に率直な議論が行われた。当初は、EUが、本文にもっと詳細な説明を入れるよう主張、他の締約国が詳しい説明は必要ないとして意見が二分したが、最終的にはファシリテータの妥協案を採用することで落ち着いた。短い結論書草案が12月11日のSBSTAで採択された。

SBSTA 結論に関する交渉に加えてインセッションワークショップの中で集中的に討議されたのは、二酸化炭素(CO₂)以外の温室効果ガスの排出量の問題だった。SBSTA 23の要請に応じて開催されることになった同ワークショップは12月7日に行われた (<http://www.iisd.ca/vol12/enb12348e.html>参照)。

SBSTA 結論 結論書 (FCCC/SBSTA/2007/L.16)で、SBSTA 24、25、27の会期中に開催されたワークショップについて、有益な最初の情報交換や意見交換が行われたと記し、現在、緩和については、IPCCのAR4やAWG、UNFCCCの下で気候変動に対応するための長期協力行動などのUNFCCC及び京都議定書の下で他の機関・プロセスで取組みが行われているとSBSTAとして留意した。最後に、SBSTAは、SBSTA 28に於いても本件の審議を継続するという事で合意し、締約国に対しては2008年3月15日までにこの項目の下で今後実行可能な作業に関する意見を提出するよう呼びかけた。

国際航空・海運で使用される燃料由来の排出量: 12月4日のSBSTAプレナリーに於いて、いわゆる“バンカー燃料油”の問題が取り上げられた。EU、ツバル、ノルウェーなどが、コンタクトグループで本件を審議するよう提案し、サウジアラビアが反対を唱えた。ノルウェーは、最近オスロで行われたテクニカルワークショップについて参加者に概略を伝えた。(<http://www.iisd.ca/YMB/sdosl>参照)。SBSTAのKrishan Kumarsingh議長が京都議定書2条3項(政策と措置に関する悪影響)の議題協議と合わせて、本件に関して短時間で非公式協議を行ったが、それも同じような締約国間での論争の的となった(京都議定書2条3項に関するレポート、英語原文13頁、本レポート**頁を参照のこと)。しかし、どちらの問題についても進展は見られず、本件はSBSTA 28の暫定議題として盛り込まれることになった。

附属書I締約国の温室効果ガス(GHG)インベントリに関するテクニカルレビュー: 12月4日のSBSTAで本件(FCCC/SBSTA/2007/INF.4)が最初に取り上げられ、その後、Anke Herold(欧州共同体:EC)及びNagmeldin Elhassan(スーダン)が共同ファシリテータを務める非公式協議での議論が行われた。こうした協議により、短いSBSTA結論書草案について合意がまとまり、12月11日のSBSTAで採択された。

SBSTA 結論 結論書 (FCCC/SBSTA/2007/L.12)で、審査の活動が、審査プロセス及び専門家、附属書I締約国によるインベントリの質、COPに提供された情報への信頼度などに係る有効性の改善に寄与しているとSBSTAは記し、専門家名簿に掲載する専門家を未だ推挙していない締約国に対してはこれを行うよう強く促し、新たに選ばれた専門家のための訓練プログラムを実施することが重要であると指摘している。また、SBSTAは、国別報告書及びインベントリの審査に係る2008年の作業量が多いとの懸念についても留意している。

温室効果ガス(GHG)データインタフェース: SBSTAは12月4日、GHGデータインタフェースに関するウェブベースの情報源(FCCC/SBSTA/2007/MISC.4及びAdd.1)について検討し、Len Brown(ニュージーランド)が議長を務める非公式協議でも討議された。こうした協議の結果、短いSBSTA結論書草案で合意がまとまり、12月11日のSBSTAで採択された。

SBSTA 結論 結論書 (FCCC/SBSTA/2007/L.12)で、SBSTAは、GHGインタフェースのサポート及び保守業務に対する資金供与を行う立場にある締約国に対してこれを行うよう呼びかけ、2008年6月までに事務局が京都議定書基準年の各国の排出量データ合計値とともに京都議定書附属書I締約国の個別セッションを設けてデータを作成するよう要請した。最終的に、SBSTA 29に於いて、京都議定書に関する情報を含める可能性も含めて今後の方策を決定することを目指し、GHGインタフェースの更なる整備を行うことを検討することで合意している。

研究及び系統的観測: 12月4日のSBSTAで最初に取り上げられた。本件の関連文書(FCCC/SBSTA/2007/MISC.6、26、27)について事務局から紹介があり、全球気候観測システム(Global

Climate Observing System : 略称GCOS) 及び全球陸上観測システム (Global Terrestrial Observing System : 略称GTOS)によるプレゼンテーションが行われた後、Stefan Rösner (ドイツ) 及びDavid Lesolle (ボツワナ)が議長を務める非公式協議において討議が行われた。12月11日、結論書及びCOP決定書草案がSBSTAで採択され、決定書草案については12月14日のCOPで正式に採択された。

SBSTA 結論: 結論書 (FCCC/SBSTA/2007/L.14)で、SBSTAは、GCOS実施計画に関する各国の活動についての追加情報を2008年9月15日までに提出するよう締約国に呼びかけ、GCOS事務局にはSBSTA 30 (2009年6月)までにGCOS実施計画の進捗について総合報告書を提出するよう要請した。また、GCOS地域ワークショップ・プログラムに基づく地域行動計画が未だにほとんど実施されていない状況であることに懸念を示し、国際機関や開発のパートナーに対しては更に技術的・資金的支援を行うよう促した。

SBSTAは、地球観測衛星委員会 (the Committee on Earth Observation Satellites: 略称CEOS) に対してSBSTA 29までに最新の進捗状況を提出するよう呼びかけた。

COP 決定: 決定書 (FCCC/SBSTA/2007/L.14/Add.1)で、COPは、付属書の記載するGCOSに関するUNFCCC報告ガイドライン改定を採択し、詳細な技術文書の作成のため改訂版ガイドラインは直ちに発効するものと決定し、付属書I締約国には国別報告書と併せて報告書を引き続き作成するよう要請し、非付属書I締約国には自由意志に基づいてレポートを提出するよう求めた。付属書には報告の目的や体制及び詳細な指針が記載された。

実施に関する補助機関 (SBI): 教育・訓練・啓発: 12月4日のSBI 27全体会合の冒頭で、教育・訓練・啓発 (UNFCCC第6条) について討議された。EU、ガンビア、日本、イラン、セネガル、ケニアなどが、UNFCCC第6条のニューデリー作業計画について、2007年に見直しを行うべきものであるとして、フォローアップを行う必要があると強調した。本件の審議はMarie Jaudet (フランス)及びQingchen Chao (中国)が議長を務めるコンタクトグループに付託され、ニューデリー作業計画のマンデートを5ヵ年延長すると改正した簡潔な結論書草案とCOP決定書草案が作成された。結論書はSBIで12月11日に採択され、12月14日にはCOPで決定書が採択された。ある国連代表は、国連がカーボンニュートラル (炭素中立)となるべく取り組んでいくと述べた。

SBI 結論: 結論書(FCCC/SBI/2007/L.29)では、SBIとして、ニューデリー作業計画に則り、UNFCCC第6条に関する活動の計画及び実施のために締約国が作成した諸計画について感謝の意を示し、情報ネットワークセンター、CC:iNetのプロトタイプについては第6条の実施を促す重要なツールであると指摘し、非付属書I締約国、特に後発開発途上国 (LDCs) や小島嶼後発途上国 (SIDS) が十分に第6条を実施しようとしていく上で資金的・技術的支援の不足が重大な障害であると認識している。また、SBIは、第6条に関する国連環境計画 (UNEP) の作業について留意し、地球環境ファシリティ (GEF) やその他の援助資金供与者が引き続き支援を行っていく必要があると指摘している。

COP 決定: 決定書 (FCCC/SBI/2007/L.29/Add.1)で、COPは、付属書に記載されたニューデリー作業計画修正版を採択し、2010年に中間見直しを、2012年に見直しを実施することとし、同計画を5ヵ年延長することとした。付属書には、6条に関する総論的な所見ならびに様々な利害関係者の役割を含めた修正版計画の目的及び基本理念、スコープ及び実施に関する条項などが盛り込まれている。

京都議定書第3回締約国会合

COP/MOP議長のRachmat Witoelarは、12月3日月曜日、COP/MOP 3の開会を宣言した。オーストラリアは、Kevin Rudd新首相が、京都議定書を速やかに批准し、2050年までに排出量を60%削減し、排出量取引システムを導入する意向であると発表した。EU、G-77/中国、サウジアラビアはこの決定を歓迎した。またEUは、適応基金の運用を開始する必要があると主張し、条約および議定書の下での2013年以降の交渉プロセスについて全員が参加するものを求めた。

組織上の問題

参加者は12月3日のCOP/MOP3開会プレナリーにおいて議題書(FCCC/KP/CMP/2007/1)を採択した。また締約国は、CDM理事会、共同実施監督委員会(JISC)、遵守委員会、適応基金の構成員の指名を承認した。

クリーン開発メカニズム(CDM)

締約国は、京都議定書のCDMの問題について審議した。この中にはCDM理事会年次報告書、HFC-23破壊に対する認証排出削減量(CERs)獲得を目的とするHCFC-22工場新設の意味合い、小規模新規植林および再植林CDM活動の上限変更の意味合い、CDMプロジェクト活動としての二酸化炭素回収貯留(CCS)が含まれる。

CDM理事会報告書:この問題は、12月5日、COP/MOPプレナリーで最初に取り上げられ、CDM理事会議長のHans Jürgen Stehrから、同理事会年次報告書(FCCC/KP/CMP/2007/3)が提出された。その後、Georg Börsting (ノルウェー)とJohn Kilani (カタール)を共同議長とする非公式協議ならびにコンタクトグループにおいて、CDMに関係する問題および理事会に対するガイダンスが審議された。COP/MOPは12月14日、決定書を採択した。

ガバナンスに関し、附属書I国および非附属書I国数カ国が追加の改善提案を行った。中国その他は、理事会に対し、監督機関としての役割に重点をおき、CDM手順を簡素化するとともに、個別プロジェクトのレビュープロセスを改善するよう提案した。スイス、コロンビア、インド、その他は透明性の必要性を強調した。

スイスは、環境十全性グループ(Environmental Integrity Group)の立場で発言し、COP/MOP 4までにCDMの評価をおこなうことを提案し、国際排出量取引協会(IETA)もこれを支持した。スイスは、CDMの評価について理事会やそのパネル、指定運営組織(DOEs)および指定国家機関などの主要な行動者を対象とするものとなることを説明した。EUおよびG-77/中国など数カ国の締約国は、当初、この提案にオープンな姿勢を示していた。コロンビア、アルゼンチン、その他も、2013年以降に関連する問題を提起し、アルゼンチンは、部門別のCDMを提案した。しかし、締約国数カ国は、将来行動経路という考えの中で、より広範な問題の検討を希望し、最終的な文章には2013年以降への言及が盛り込まれなかった。

また方法論問題、地理的な分布、キャパシティビルディングの必要性の議論も行われた。

COP/MOP決定書:COP/MOP決定書(FCCC/KP/CMP/2007/L.3)は、総論、ガバナンス、方法論と追加性、地域分布とキャパシティビルディング、作業のための資源のセクションに分かれる。

ガバナンス問題で、COP/MOPは、理事会に対し、特にその執行機関、監督機関としての役割をさらに重視し、CDMの運用面の簡素化を図る一方、環境の十全性を確保し、衡平で平等な規制システムを確立するため、理事会機能のさらなる改善を図るよう勧める。

またCOP/MOPは、理事会に対し、有効化審査および検証作業の質の向上を図り、その決定事項の具体化を推進するよう要請する。

本決定書は、数件の方法論問題を取り上げており、この中には、理事会に対する次の提案が含まれる：方法論の適用範囲拡大、方法論の統合、エネルギー効率化および再生可能エネルギーに関する作業継続、追加性ツールの改善、次回会合における非再生可能バイオマス方法論の承認。

また本決定書には、キャパシティビルディングとCDMプロジェクトの衡平な配分に関するパラグラフがいくつか含まれる。COP/MOPは地域配分に関する障壁が存在し、この問題に対処する必要があることを認め、LDCsでのプロジェクトについてはCDMの収益の一部および登録料の徴収を撤廃する。

HCFC-22/HFC-23:この問題は、12月4日のSBSTAプレナリーならびにKlaus Radunsky (オーストリア)およびMarcela Main (チリ)を共同議長とする非公式会議で審議された。この問題は、新規HCFC-22工場におけるHFC-23破壊に対してCDMとして排出削減クレジットを発行する意味合いを問うものであり、そのようなクレジット発行は、オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書の規制対象であるHCFC-22の生産増大に向けた逆インセンティブを提供する。各締約国は、CDMがこのような気体の生産拡大を推進するものであってはならないということで合意し、モントリオール議定書でも最近、HCFCsの段階的廃止を早める合意が

なされているが、CDMでの扱いについては、意見が一致していない。中国と他の2、3カ国は、新規施設におけるHFC-23破壊分へのクレジット発行を支持したが、ブラジル、アルゼンチン、その他はこれに反対した。締約国は、SBSTA 28での継続審議とすることで合意した。

SBSTA 結論書:本結論書(FCCC/SBSTA/2007/L.13)において、SBSTAは、新規のHCFC-22工場におけるHFC-23の破壊に対するCERs発行は、HCFC-22そして/またはHFC-23の世界生産量を増加させる可能性があり、CDMがそのような増加を招いてはならないとのCOP/MOPの認識に特に留意し、この問題をSBSTA 28での継続審議とすることで合意する。

小規模新規植林および再植林CDMプロジェクト活動の限度範囲変更:この問題は、12月4日のSBSTAプレナリーおよびKlaus Radunsky (オーストリア)とMarcela Main (チリ)を共同議長とする非公式会議で議論された。

中南米およびアフリカの数カ国は、小規模吸収プロジェクトのCDM登録がない原因の一つは温室効果ガス正味除去量が年間8000 CO₂換算トン以下という現在の規定にあるとの見解を示したが、ブラジル、中国、その他はこれに反対した。ボリビアは、この限度範囲を年間48000 CO₂換算トン以下まで拡大することを提案し、中南米およびアフリカ諸国の数カ国は、年間32000 CO₂換算トン以下を提案した。ブラジルは、年間12000 CO₂換算トン以下を支持した。結局、締約国は、年間16000 CO₂換算トン以下まで限度範囲を拡大することで決着した。

COP/MOP 決定書:本決定書(FCCC/SBSTA/2007/L.18/Add.1)において、COP/MOPは、新規植林および再植林プロジェクト活動のCDMプロジェクトとしての限度範囲を年間16000 CO₂換算トン以下に改定すると決定する。

二酸化炭素回収貯留(CCS)をCDMプロジェクト活動とすかどうか:本議題項目(FCCC/SBSTA/2007/MISC.18 and Add.1-2)は、12月4日のSBSTAプレナリーで審議され、その後Marcela MainとKlaus Radunskyを共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。議論の中心は次の問題であった: COP/MOP 4での決議に向けたプロセスとすかどうか、会合期間中ワークショップの開催、締約国、政府間組織および非政府組織からの提出文書の内容、検討事項のリスト、これには長期の保障責任、市場の側面、技術的な問題が含まれた。検討事項リストでは合意がなかったが、参加者は、このリストに関する議論を反映させるペーパーの作成を事務局に要請することで合意した。SBSTAは12月11日、結論書を採択した。

SBSTA 結論書:本結論書(FCCC/SBSTA/2007/L.19)において、SBSTAは、特に事務局に対し、SBSTA 28での審議に向け、これまでの提出文書をまとめた報告書を作成するよう要請し、また締約国に対し文書を提出するよう求め、さらに事務局に対し、SBSTA 29での審議のため、SBSTA 27の非公式協議およびその後の提出文書を反映した新たな報告書作成を要請する。

共同実施

この問題は、12月5日、COP/MOPプレナリーで議論され、JISC議長のFatou Gayeが、同委員会の年次報告書(FCCC/KP/CMP/2007/4)を提出した。その後、József Feiler (ハンガリー)とWilliam Agyemang-Bonsu (ガーナ)を共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議で議論が重ねられた。参加者は、JISCの運営計画、資源の問題、管理費分の料金徴収、JIトラック1の問題に関する事務局へのガイダンスなど、多様な問題について議論した。COP/MOPは12月14日、決定書を採択した。

COP/MOP 決定書:決定書(FCCC/KP/CMP/2007/L.2)において、COP/MOPは、事務局に対し、全てのJIプロジェクトの概要を紹介するウェブベースのインターフェースを作成し、国際取引ログに情報を提供し、JIプロジェクトのプロジェクト識別番号を受けとるよう要請する。またJISCに対し、認定独立組織、指定担当機関、その他の利害関係者間の相互交流を強化し、その執行機関および監督機関としての役割を重視するよう勧める。COP/MOPは、料金構造の改定を支持する。

遵守委員会

この問題は12月5日のCOP/MOPプレナリーで審議され、遵守委員会議長のRaul Estrada Oyuelaが、同委員会の年次報告書(FCCC/KP/CMP/2007/6)を提出した。その後Denis Langlois (カナダ)とEric Mugurusi (タンザニア)を共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。COP/MOPは12月14日、短文の決定書を採択した。

COP/MOP決定書:本決定書(FCCC/KP/CMP/2007/L.4)において、COP/MOPは、全ての附属書I締約国が第4回国別報告書および議定書7条2項に基づく補足情報を提出したわけではないことに懸念を表明する。また全ての委員および委員代理への旅費提供の結果に関する事務局からの情報を求める。

遵守に関する議定書改定案

この問題は12月5日COP/MOPプレナリーで取り上げられ、SBI議長Asadiの非公式協議でも議論された。この項目は、「拘束力のある影響結果をもたらす」遵守メカニズムを議定書の改定案として採択されるべきであるとする議定書18条に関係あるものであり、COP/MOP 1におけるサウジアラビアの改定案採択の提案にも関係する。SBI議長のAsadiは、同議長主催の非公式協議でも合意に達しなかったと報告、締約国は、この項目をSBI 28の暫定議題項目とすることで合意した。

国際取引ログ

12月3日、COP/MOPはこの問題をSBI 27に送ると決議し、SBI27は、12月5日のプレナリーで簡単な審議を行い(FCCC/KP/CMP/2007/5)、その後Shuang Zheng (中国)に非公式協議を進めるよう要請した。これらの協議の結果、SBI結論書が作成され、12月11日のSBIで採択された。

SBI結論書:本結論書(FCCC/SBI/2007/L.21)において、SBIは、排出量取引の全面的な利用を推進するため、附属書B締約国に対し、2008年の可能な限り早い時期に、国際取引ログと連結する国内登録簿の運用を開始するよう求める。

附属書I国別報告書

京都議定書の附属書I締約国国別報告書に関する議題項目は、3つの主要な問題が対象である、すなわち附属書I締約国による議定書の約束達成に向けた実証可能な進展、議定書7条2項(遵守の実証に必要な補足情報)に基づく第4回国別報告書補足情報のまとめと編集、議定書7条2項に基づく補足情報と初期報告書のレビューである。

附属書I締約国の議定書約束達成に向けた実証可能な進捗状況:この問題は2007年5月に開催されたSBI 26で議論され、決議された。これは、議定書3条2項の要求に則り、附属書I締約国が議定書約束達成に向けた2005年までの実証可能な進捗状況を報告することに関係する。COP/MOPは12月14日、SBI 26から送られてきた決定書を採択した。

COP/MOP決定書:決定書(FCCC/SBI/2007/L.15/Add.1)において、COP/MOPは、主に市場経済移行国(EITs)における温室効果ガス排出量の減少により、附属書I諸国グループ全体の排出量も減少したことを特記する一方、一部の附属書I締約国の排出量が基本年度より増加していること、附属書Iに記載される全てのEITsならびに他の附属書I締約国の一部は、政策措置の実施により京都目標を達成できる見込みであること、他の諸国も政策措置の練り直しならびに追加措置の実施を行っていること、しかし他の諸国では目標達成のため、さらなる行動が必要であることに留意する。

本決定書は、附属書I締約国に対し、温室効果ガス排出量削減の努力を続け「当てはまる場合にはさらなる努力をする」よう求め、全附属書I諸国のLULUCFを除く排出量のデータを国ごとに記載する附属書を含める。

議定書7条2項に則った第4回国別報告書補足情報のまとめと編集:この問題(FCCC/SBI/2007/INF.7)は、12月5日、SBIプレナリーで審議されたほか、Sushma Gera (カナダ)とHongwei Yang (中国)を共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議でも議論された。SBIは12月10日に結論書を採択し、COP/MOPは12月14日に決定書を採択した。

SBI結論書:本結論書(FCCC/SBI/2007/L.25)において、SBIは、議定書7条2項に則り附属書I締約国が提出した補足情報のまとめと編集に記載される情報に留意する。またSBIは、全ての附属書I議定書締約国

が全ての情報を提供したわけではないこと、特に、開発途上締約国の懸念に対応する情報を提供したわけではないことに留意し、これらの諸国に対し次回の国別報告書でこの情報を提供するよう求める。

COP/MOP決定書:本決定書(FCCC/SBI/2007/L.25/Add.1)において、COP/MOPは、議定書7条2項に則った情報のレビューが有用であり、決定書22/CMP.1および26/CMP.1に則り、これを継続するべきであると結論する。COP/MOPは、附属書I議定書締約国に対し、議定書7条2項ならびに決定書15/CMP.1に付されたガイドラインが要求する補足情報で必要なものをそれぞれの第5回国別報告書に記載するよう要請する。

初期報告書および議定書7条2項規定の補足情報のレビュー:この問題(FCCC/SBI/2007/INF.10)は、12月5日、SBIで議論されたほか、Anke Herold (ドイツ)とNagmeldin Elhassan (スーダン)を共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議でも議論された。議論の中心は、特に、附属書I議定書締約国が2007年中に提出する必要がある初期報告書のレビューであった。SBIは12月10日結論書を採択した。

SBI結論書:本結論書(FCCC/SBI/2007/L.22)において、SBIは、締約国および専門家が事務局の支援を受け36件の初期報告書のレビューを行った賞賛されるべき努力を認める。ただし、このレビュープロセスをさらに強化する必要があることに留意する。またSBIは、議定書の下での訓練プログラムの重要性、そして調整に関する技術ガイダンスを一貫性をもって実施する必要性にも留意する。さらに2008年の作業量の多さに「懸念をもちつつ」留意する。

議定書の下でのキャパシティビルディング

途上国におけるキャパシティビルディング:この項目は、COP/MOPがSBIに託したものであり、SBIは12月5日にこの問題を審議した。(FCCC/SBI/2007/25 and MISC.8) その後、この問題は、Helmut Hojesky (オーストリア)とCrispin D'Auvergne (セントルシア)を共同議長とするコンタクトグループでの議論に託された。このコンタクトグループでは特に進展がなく、COP/MOP決定書を求めるG-77/中国とSBI結論書を希望するいくつかの附属書I締約国の間で意見の対立がみられた。何の合意もなかったことから、SBIは、12月11日のSBI閉会プレナリーで、この問題をSBI 28暫定議題に入れることで合意した。しかしその後、閣僚級会合(12月12-14日)期間中の協議の結果、合意に達し、COP/MOPは12月14日、結論書草案を承認した。

COP/MOP結論書:本結論書(FCCC/KP/CMP/2007/L.6)において、COP/MOPは、SBI 29での審議のため、2008年8月15日までに各国レベルのキャパシティビルディングの行動のモニタリングと評価に関する文書を提出するよう求める。また事務局に対し、この問題に関するテクニカルペーパーの作成を要請する。COP/MOPは、締約国に対し、非附属書I締約国、特にLDCsおよびSIDS諸国がCDMプロジェクトを招請できるよう支援の継続を要請し、アフリカへのCDMプロジェクト招請の困難さに留意する。

市場経済移行国におけるキャパシティビルディング:SBIは、本議題を12月4日のプレナリーで審議した。(FCCC/SBI/2007/18) その後この問題の審議はHelmut Hojesky (オーストリア)およびVlad Trusca (ルーマニア)を共同議長とするコンタクトグループに託された。このグループは短文の結論書を作成し、SBIは、この結論書を12月11日採択した。

SBI結論書:本結論書において(FCCC/SBI/2007/L.28)、SBIは、政策措置の効果を推計するための報告活動および方法論を改善する必要性、そして共同実施および排出量取引活動に参加する市場経済移行国に特有の関心事に留意する。これら諸国が依然として支援を必要としていると指摘し、2012年2月までにキャパシティビルディング活動に関する文書を提出し、SBI 36のレビューにかけるよう求める。

適応基金

この問題は12月4日のSBIプレナリーにかけられ(FCCC/SBI/2007/14)、事務局は、SBI26の報告書に付随する交渉文書(FCCC/SBI/2007/15)に関しさらなる審議を行うとのSBI 26の決議を想起した。Jukka Uosukainen (フィンランド)とOsita Anaedu (ナイジェリア)を共同議長とするコンタクトグループが結成された。

COP/MOP 3では、これまでのSBIでの議論の後、適応基金(決定書5/CMP.2)の組織構成に関する審議を終了した。途上国、特に気候変動の悪影響を受けやすい途上国を対象とする適応基金の運用を開始するとの決議が採択された。締約国にとり重要な検討事項であったのはGEFの役割である。SBIプレナリーで

は、資金メカニズムの第4回レビューの審議も行われ、GEF CEOのMonique Barbutは、GEFが適応活動に資金を提供する最大の組織となったことを指摘した。

12月5日のコンタクトグループ会合で、G-77/中国は、この基金をCOP/MOPの権限の下で運用するべきであると主張した。日本とEUはGEFの役割を支持したが、中国はこの役割が暫定的なものであることを示唆した。またEUは、理事会、事務局、被信託者(外務省ホームページより—訳者注)で構成される組織とし、世界銀行が後者の役割を果たすとする提案を提出した。

適応基金の理事会がこの基金を「監督する」のかそれとも「管理する」のかについて、長時間の議論が行われ、最終的な決定書には両方の表現が盛り込まれた。また参加者は、理事会の構成についても議論し、地域グループ、特殊グループ(SIDSとLDCs)、および附属書Iならびに非附属書I締約国の代表の参加に関し、いくつかの異なる提案が提示され、審議にかけられた。GEFを事務局として迎え入れるための合意の一環として、これを定期的な見直しを受ける暫定的なものとするのも決議された。このため、締約国は、組織構成面の改定が行われても、基金の資金供与を受けるプロジェクトに害がおよばないようにする新しいパラグラフについても合意した。COP/MOP決定書に関して合意に達したことから、この決定書は12月14日に採択された。この採択の後、COP/MOP議長のWitoelarは、この決定書は「待っだけの価値のあるもの」であり、この採択は、気候変動への適応という重要問題への対処における大きな一歩前進だと述べた。

COP/MOP決定書:本決定書(FCCC/SBI/2007/L.30)において、COP/MOPは、運営機関が「事務局および被信託者の補佐を受ける適応基金理事会」で構成されると決議する。COP/MOPは、理事会を設置し、この理事会が、COP/MOPに対して全面的な責任を負うとともに、COP/MOPの権限を託され、そのガイダンスを受けて適応基金の監督と運営を行うとする。さらに、戦略的な優先度、政策、およびガイドラインを策定し、プロジェクトに関する決定を行い、手順規則を策定することを含めた各種機能を設定する。適応基金の構成に関し、COP/MOP決定書は、理事会を、議定書締約国を代表する16名の構成員で構成されるものとし、そのうち国連の5地域から各2名、SIDSから1名、LDCsから1名、非附属書I締約国から2名、附属書I締約国から2名とする。決議は、満場一致で行われるものとし、合意がない場合には、3分の2の多数決で決定されるものとする。この決議事項には、GEFに対し暫定ベースで理事会に事務局サービスを提供するよう求めること、ならびに世界銀行に対し暫定ベースで被信託者の役割を果たすよう求めることも含める。決定書の条項には、3年後のCOP/MOP 6において、組織構成のレビューを行うこと、改定がなされた場合、COP/MOPはすでに資金供与を受けたプロジェクト活動に害がおよばないように必要な手配を行うとの規定も含まれる。

3条14項

議定書3条14項に規定する気候変動の悪影響および気候変動に対する対応措置が途上国に与える悪影響の問題は、12月5日、SBIプレナリーで審議された。日本とEUは、この議題項目とSBSTAの議定書2条3項(政策措置の悪影響)に関する議題項目が重複していると発言した。しかしサウジアラビアは、この2つの議題項目は異なる問題であると主張、それぞれの問題に関して別々な審議を行うよう求めた。SBI議長のAsadiがこの問題に関する非公式協議を行った。この問題の取り扱い方で合意に達せず、この問題はSBI 28の暫定議題に含まれることになる。

2条3項

議定書2条3項(政策措置の悪影響)に関する議題項目は、12月4日のSBSTAプレナリーで審議された。サウジアラビアとクウェートは、コンタクトグループでの議論を求めたが、EUと日本は、議定書3条14項(上記参照)の議論と重複していると主張した。SBSTA議長のKumarsinghは、この2条3項の問題と「バンカー油」問題に関し非公式協議を短時間開催した、この後者の問題もこれら諸国間での論議的となっていた。「国際航空と海上輸送用の燃料による排出量」参照)いずれの問題でも進展がなく、2条3項の問題はSBSTA 28の暫定議題に含まれることになる。

事務管理、資金、組織・制度に関する問題

この議題項目では、2006-2007年の予算実績、2008-2009年のプログラム予算、議定書の下で組織された機関に務める個人の特権と免責の問題が審議された。

2006-2007年の予算実績: 12月4日、事務局は2006-2007年の2年度におけるUNFCCCおよび京都議定書の予算実績に関する報告(FCCC/SBI/2007/19 and INF.11)を行い、供託金の大半をすでに受け取ったと指摘、その一方で国際取引ログ向けの資金に必要な250万ドルのうち90万ドルしか受け取っていないことも指摘した。歳入と歳出に関し、事務局はドル安の影響を指摘した。12月11日、SBIは、2006-2007年度の予算実績に関する文書草案、事務局の機能および運営のレビュー継続に関する文書草案を採択し、この決定書は、12月14日のプレナリーで採択された。

COP/MOP決定書: 本決定書(FCCC/SBI/2007/L.23/Add.2)において、COP/MOPは、供託金の支払いを行っていない締約国に対し支払うよう求め、各締約国に対して供託金への感謝の意を表し、基幹予算からの資金供与がない活動が増大しつつあるとの認識から、UNFCCCプロセス参加のための信託基金および補助活動信託基金への供託にいつそう努力するよう各締約国に勧める。

2008-2009年プログラム予算: この決定書草案は、2007年5月のSBI 26で審議された後、COP/MOP 3に送られた。COP/MOPは12月14日、この決定書を採択した。

COP/MOP決定書: 本決定書(FCCC/SBI/2007/15/Add.1)において、COP/MOPは次のことを行う: 議定書の活動にも適用される2008-2009年の2年間のプログラム予算に関する決定書を支持し、表明された特定の供託金の36.8%という、2008年および2009年の供託金の指標規模を決定書の附属書に採用し、CDM理事会ならびに共同実施監督委員会の提案するCDMおよびJIの資金要求に留意する。またCOP/MOPは、国際取引ログ関連の活動での資源要求にも留意し、予想される資源要求を満たすため暫定措置が必要であると認識する。

特権と免責: 締約国は、12月4日にこの問題を審議し、事務局は、構成組織に務める個人を相手どっての紛争、苦情、補償請求のリスクを最小限に抑えるため、事務局長が行った行動について説明した。(FCCC/KP/CMP/2007/2 and FCCC/TP/2007/2) Paul Watkinson (フランス)がコンタクトグループの議長となり、非公式協議を開催した。EUは、法的拘束力のある手法に関する議論はすべて2013年以降のアレンジに関する議論の中で行われるべきであり、このため議定書9条のレビュープロセスで議論される可能性があると主張した。12月11日、SBIはCOP/MOP結論書を含めた短い文書草案を採択し、これらの文書は12月14日のCOP/MOPで採択された。

COP/MOP結論書: 本結論書(FCCC/SBI/2007/L.20)において、COP/MOPは、議定書の構成組織に務める個人の特権と免責の問題は法的に適正であり長期におよぶ解決策を必要としていることに留意し、この問題を9条に則った京都議定書の第2回レビューの中で扱うことで合意する。

補助機関報告書

12月14日、COP/MOPは、SBSTA第27回会合報告書(FCCC/SBSTA/2007/L.11)およびSBI第27回報告書(FCCC/SBI/2007/L.19)を採択した。その後のCOPそして/またはCOP/MOPの会議では、両報告書に記載される多数の項目の審議が行われ。ただし、SBSTA報告書には土地利用・土地利用変化・林業関連の方法論問題が1項目記載されているが、これはCOP/MOPの議題の下で直接審議されたものではない。

議定書3条3項および3条4項規定の土地利用・土地利用変化・林業 (LULUCF)のグッドプラクティスガイドダンス: この問題は、Anke Herold (欧州共同体)とNagmeldin Elhassan (スーダン)を共同議長とする非公式SBSTA協議で議論された。これは温室効果ガス国別登録簿のため、議定書3条3項および3条4項に則りLULUCF活動を報告する際に利用する表の改定に関するものである。技術的な議論の後、締約国はこの表について合意した。

COP/MOP決定書: 本決定書(FCCC/SBSTA/2007/L.21/Add.1)において、COP/MOPは、締約国が第一約束期間中、温室効果ガス登録簿情報の年次報告を作成する場合、本決定書附属書に記載する表を利用するべきであると決議し、事務局に対し、これらの表に関し、共通報告様式作成ソフトウェアのモジュールを開発するよう要請する。

その他の事項

議定書附属書Bの改定の実施に向けた準備に関するベラルーシの提案:この問題

(FCCC/KP/CMP/2007/7)は、COP/MOP 2で採択された議定書の改定案で、議定書の下、排出量の削減と国別削減目標の設定に合意した国として、ベラルーシを議定書附属書Bに加えるとの決議に関係する。ベラルーシに関する改定案は、議定書21条7項および20条4項に則り、議定書締約国の4分の3が批准した後、発効する。

12月5日のCOP/MOPプレナリーで、ベラルーシは、批准プロセスと並行して第一約束期間から合法的に参加できるよう、プロセスの迅速化を図ることを提案した。ロシア連邦とウクライナは、この行動を支持したが、EUは、法的にも実際にも困難であると指摘した。非公式協議後、COP/MOPは12月14日、結論書を採択した。

COP/MOP結論書:本結論書(FCCC/KP/CMP/2007/L.5)において、COP/MOPは、京都議定書の附属書改定の発効に先がけ実施準備を進めるとするベラルーシの提案に留意する。COP/MOPは、SBIに対し、過半数の締約国が改定案の発効に必要な批准をした後の最初のSBI会合において、ベラルーシ提出の報告書(FCCC/KP/CMP/2007/7)のレビューを行う方法と条件を定めるとの観点から、この問題を検討するよう求めた。COP/MOPは、京都議定書の締約国に対し、この改定案を批准、受諾、または承認するよう求めると再度明言する。

閣僚級会合

COP 13およびCOP/MOP 3の合同閣僚級会合は、12月12-14日に開催された。この会合では、7名の各国首脳および政府代表がステートメントを発表したほか、100名以上の閣僚、政府高官、政府間組織および非政府組織、国連機関、専門機関、その他広範な利害関係者の上級代表が演説した。スピーカーは、気候変動、UNFCCC、京都議定書に係る広範な問題についてそれぞれの意見を述べた。

このセクションでは、閣僚級会合で提起された主要な問題の一部を記述する。閣僚級会合に関する詳細な報告書については、右記のURLを参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12352e.html> および <http://www.iisd.ca/vol12/enb12353e.html>。また演説の全文記録については、右記のウェブサイトで聴くことができる：<http://www.un.org/webcast/unfccc/2007/index.asp?go=900>

開会会合:COPおよびCOP/MOP議長のRachmat WitoelarがCOPとCOP/MOPの合同閣僚級会合の開会を宣言した。同議長による冒頭の演説に続き、国連事務総長のBan Ki-moonが開会のあいさつをし、2009年に包括的な合意がなされるよう、バリでの交渉開始を世界中が待ち望んでいると述べた。オーストラリアのKevin Rudd首相は、オーストラリアの京都議定書批准書を国連事務総長に提出した。

プレナリーでは、インドネシアのSusilo Bambang Yudhoyono大統領、IPCCのRajendra Pachauri議長、UNFCCC事務局長のYvo de Boer、そしてシンガポール、パプア・ニューギニア、パラオ、モルディブ、ノルウェーの首脳もそれぞれ演説した。

各国ステートメント:締約国は、広範な問題に関してそれぞれの考えを披露し、議定書の第一約束期間が2012年に終了した後、何が起きるかについて、さまざまな「長期的な」問題が論じられた。多くのものが、2009年でのポスト2012年合意につながるバリ・ロードマップを提案した。また2013年以降の合意に主要な要素と目される緩和、適応、技術、資金の4つの「ビルディングブロック」について考えを述べる者も多かった。数名のスピーカーは、2013年以降の体制における、附属書I締約国および非附属書I締約国の役割、特に工業化が進む途上国中の大国の役割についてそれぞれの意見を表明した。また各国は、再生可能エネルギー、エネルギー効率化、CCS、国内行動、国際協力、SIDSおよびLDCsのニーズ、極端な天候現象に対する脆弱性、森林減少からの排出量削減の役割についても考えを述べた。民間部門に明確なシグナルを送ることの重要性、世界的な炭素市場の確立にも焦点が当てられた。

パキстанはG-77/中国の立場で発言し、条約および議定書は気候変動に対する行動を考える場合の中心的な多国間プラットフォームであり続けるべきだと主張、2013年以降の体制が、弱体化あるいは平衡性の薄いものになることへの警戒感を表明した。ポルトガルはEUの立場で発言し、EUは、環境にやさしい技術の移転を早急に進めるべく国際協力の強化を急がなければならないと確信すると述べた。グレナダは



AOSISの立場で発言し、島嶼およびそこに住む人々の適応能力の低さに配慮し、その保全活動を最優先にするという共通ビジョンを示す合意を提案した。オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、バリ・ロードマップへの支持を表明、技術協力および森林減少問題での進展にも支持を表明した。ドイツは、2020年までに1990年比で40%排出量を削減する計画を発表した。インドネシアは、COP13およびCOP/MOP 3と並行して開催された財務閣僚会議および通商閣僚会議の2つの会合の内容について、簡単に説明した。これらの会合では、気候変動と経済計画および開発計画の策定との関連性、そして世界貿易機関とUNFCCCとの関係が議論された。

組織および機関からのステートメント:さまざまな国連機関、専門機関がプレゼンテーションを行い、多くのものがそれぞれの関係する作業や関連性について報告した。

オブザーバー組織によるステートメント:閣僚級会合期間中、多数のNGOsおよび政府間組織が、それぞれビジネスや産業、女性グループ、若者グループ、原住民、その他の利害関係者の立場で演説した。ニューヨーク市のMichael Bloomberg市長は、地方政府の持続可能イニシアティブである地方政府地方環境イニシアティブ国際委員会 (ICLEI) の対場で発言し、米国の700の都市が、自主的に京都目標に合意していると説明、米国連邦政府も変化に向けて範を示すよう求めた。

Green PeaceはClimate Action Networkの立場で発言し、バリ・プロセスを阻もうとする交渉担当者の行動を批判、気候での正義を呼びかけ、インドネシアに対し、森林減少に歯止めをかけ、エネルギー革命を進めるよう提案した。Women for Climate Justice and Genderは、原子力エネルギーの利用に反対した。Global Youth Climate Networkは、一部の国が「行動を遅らせ、自分たちの将来を損なっている」ことは恥ずべき行為であるとし、バリでの打開を促した。

閣僚級会合の閉会時、締約国は、13年間UNFCCC事務局に勤務し、UNFCCCとオブザーバー組織の調整官を務めサイドイベントのアレンジを行ってきた、今回事務局を引退するBarbara Blackに拍手を送った。

バリ・ロードマップ(行程表)

バリ国連気候変動会議の最重要課題は、2012年に京都議定書の第一約束期間が終了した後、2013年以降の気候変動対策の多国間枠組をどうするかという問題であった。交渉担当者は、2009年の12月までに2013年以降の体制を最終決定することを目的とする2年間のプロセス「バリ・ロードマップ」での合意を図ることに、その時間の大半を費やした。条約と議定書の両方の下でいくつものグループに分かれての交渉が行われた。条約の下での議論の中心は、「気候変動に対応するための長期的協力の行動に関する対話」をどうフォローアップするかであった。議定書の下での議論では、京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ(AWG)の作業計画と作業終了までの予定表が議論された。また議定書締約国は、議定書9条に基づく議定書の第2回レビューをCOP/MOP 4で行うことも検討した。さらに参加者は、自主的な約束に関する「ロシア提案」についても協議した。

交渉の過程では、特に条約の下での長期協力行動に関する議論の中で、解決困難ないくつかの問題が浮上した。特に意見が対立したのは、先進国および途上国による緩和に関する文章の議論であり、閣僚および他の政府の上級官僚は、12月14日金曜日の午後6時とされた会議の閉会予定を大幅に過ぎても会議を続けた。土曜日の午前2時を少し過ぎるまで、小グループでの会議が開催され、暫定合意に達したことから、午前8時30分、プレナリーが再開された。しかし一部の締約国が、途上国での緩和行動に関する文章に合意せず、会議は決裂するかに見えた。午前10時半、国連事務総長のBan Ki-moonとインドネシアのSusilo Bambang Yudhoyono大統領が、会議に戻り、参加者に妥協を促した。

土曜日午後にいるまで合意するかどうか流動的であったが、結局、この時点で、締約国は、インドおよび他の途上国が提案した、途上国締約国は持続可能な開発の概念の下、技術支援を受け、資金面ならびにキャパシティビルディング面でも可能となった範囲で、それぞれの国に適した緩和行動を計測・報告・検証可能な形で行うとする文章で合意した。EUおよび他の全ての締約国がこの文章に賛成した後、米国がこの満場一致の表現に賛成し、条約の下での長期的な行動に関する決定書が採択された。その後、AWGと

COP/MOPは、バリ・ロードマップの他の要素に関する決定書も採択し、この会議は、結局予定された閉会時間を24時間過ぎたところで閉会した。

これら一連の決定書により、2009年、デンマーク・コペンハーゲンでのCOP 15およびCOP/MOP 5において2013年以降の包括的合意を得るべく、今後2年間にわたり条約および議定書に関して開催される会議の方向性と指針が定められる。

条約の下での長期的協力に関する対話の報告

この議題項目(FCCC/CP/2007/4 and Add.1)は、12月3日、月曜日のCOPで最初に審議された。この項目の交渉では、Howard Bamsey (オーストラリア)とSanda De Wet (南アフリカ)がコンタクトグループおよび非公式交渉の進行役を務めた。閣僚級会合でも閣僚レベルの交渉が行われた。長期的協力行動に関する交渉の成果は、バリ・ロードマップの中心をなすものであり、長時間の厳しい交渉が必要であった。アドホック・ワーキング・グループを設立する決定書がCOPプレナリーの最終会合で採択された。

交渉の焦点は、この前進のためのプロセスをどのような特性のものにするか、そしてロードマップの重要な要素とされた4つの「ビルディングブロック」、すなわち適応、緩和、技術移転、資金供与であった。この交渉の中で最も意見対立が大きかった問題は、前進するためのプロセスの特性、そして序文の中の緩和に関する箇所、附属書I締約国はグループとして2020年までに25-40%の範囲の排出削減を行う必要があるとするIPCCの結論に言及する部分、および本文中の異なる締約国の約束または行動の特性に関する箇所であった。

このプロセスの特性について、日本は、COPが、条約の下で新たなアドホック・ワーキング・グループを設立するという決定書の採択を提案した。中国は、このプロセスを条約と議定書の下で並列かつ独立して行うよう提案した。米国は、並列方式を支持したが、これと同時にワーキンググループの結成も支持した。共同進行役のBamseyは、新しいプロセスに関する3つのオプションを示した、一つはこれまでの「対話」方式に類似する非公式の条約交渉プロセス、もう一つは条約の下で新たな補助機関を設立する正式な条約交渉プロセス(アドホック・ワーキング・グループ)、最後に条約の下での作業と現在の京都議定書の下でのAWGの作業を組み合わせる統合的な公式交渉プロセス(これもアドホック・ワーキング・グループ)である。この問題に関する意見交換では、第二のオプションであるアドホック・ワーキング・グループの形のUNFCCC公式交渉プロセスと同時に、条約と議定書の作業を二つの別々の「トラック」にとどめる方式が、大半の締約国に受け入れられるオプションであることが明らかになった。このため、COP決定書は、「長期的な協力行動に関するアドホック・ワーキング・グループ」を設立すると決議した。

もう一つの重要な問題は、IPCCが示した附属書締約国の排出量を2020年までに25-40%削減するという排出削減範囲に言及する序文の文章であった。この文章は、12月5日、共同進行役が配布した決定書草案の「ノンペーパー」に挿入されていたものであり、その後7日間にわたり論議的となった。EUと途上国は、この文章の挿入を希望したが、米国、カナダ、日本、ロシア連邦は、この文章があまりにも政策規範的であり、交渉プロセスの結果に予断を与えるものであると主張した。長時間の議論の末、最終文書には、IPCCのAR4作業部会IIIの報告書にあるIPCCの文章への参照が残された。

最後に、緩和に関する文章で論議が続けられ、12月15日の閉会プレナリーでようやく解決された。米国、カナダ、その他は、途上国の行動/約束に関する表現をより強いものにするよう求めたが、G-77/中国はこれに反対し、附属書Iの約束に言及する表現に焦点を移そうとした。金曜日に開催された小グループの協議では進展があったとされたが、12月15日の午前8時半にCOPが会合した際には、未解決であることが明らかとなった。Witoelar議長は、妥協を図る努力の一環として、「議長提案」(FCCC/CP/2007/L.7)を提示した。インドは、自国が希望する、途上国締約国が、持続可能な開発の概念において、技術支援を受け、資金的、キャパシティビルディングの面でも可能な範囲で、各国に適した緩和行動を計測・報告・検証可能な形で行うとする表現のパラグラフに議長の関心を呼ぼうとした。プレナリーはこの後中断され、さらなる非公式協議が開催された。土曜日の午後のプレナリー再開時に、EUおよびいくつかの途上国がインド提案は支持できると述べたが、米国は、この表現は受け入れられないと述べた。米国のコメントに応じて、南アフリカは、途

上国における緩和に関するパラグラフは、条約で期待される以上のものになっているのに対し、先進国の約束に関するパラグラフは、望まれるほど強い表現になっていないと指摘した。パプア・ニューギニアは、米国に対し、先頭に立つ意思がないなら「どいてくれ」と述べた。米国は、仲裁する声に耳を傾けた後でこれに応じ、途上国や主要な新興国経済が約束を表明したことに勇気づけられたと述べた。米国は、前進を希望しており、新たな枠組の一員となり、ロードマップの一端を担うことを希望すると述べた。米国は、このため、この問題に関する満場一致の意見に従うことに同意した。この最後の問題が解決されたことで文書は採択された。

COP決定書:本決定書(FCCC/CP/2007/L.7/Rev.1)において、COPは、特に、条約の究極目的を達成するには世界の排出量を大幅に削減する必要があることを認識し、IPCC AR4に指摘されるとおり、気候変動への対処の緊急性を強調する。このためCOPは、COP 15において決定書を採択するべく「現在、2012年まで、そして2013年以降において長期的な協力行動により条約の効果的かつ持続的な実施を可能にする包括的なプロセス」を開始すると決議する。この目的のため、COPは、2009年にその作業を終える長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループを設立する、さらにこのプロセスを遅滞なく開始し、2008年4月までにその第1回会合を開始することで合意する。

COPは、この交渉プロセスにおいて、「緩和に関する国内・国際的な行動の強化」を検討するとともに、適応、技術開発と技術移転、資金源および投資の提供に関する行動も強化すると決議する。本決定書には、これらの主題それぞれで検討されるべき課題の詳細なリストを含む。緩和行動の強化においては、特に下記の点に配慮する：

- 計測・報告・検証可能で各国に適した緩和約束または行動、これには全ての先進国が、それぞれの国の状況に配慮した量的な排出量の制限および削減目標を含む、さらに
- 持続可能な開発の概念の下、技術、資金、キャパシティビルディングに対する支援をうけ可能となった範囲で、途上国は各国に適した緩和行動を計測・報告・検証可能な形で行う

適応に関し、COPは、途上国のなかでも特に気候変動の悪影響を受けやすい諸国、特にLDCs、SIDS、アフリカ諸国の直近のニーズに配慮し、多様な適応行動の緊急な実施を支援する国際協力など、広範な問題に対処すると決議する。

技術開発と技術移転に関し、COPは、技術開発および技術移転の規模拡大を図るため、効果のあるメカニズムを検討し、資金インセンティブおよび他のインセンティブへの障壁を排除する方法を強化すると決議する。

資金に関し、COPは、適切で予見可能、持続可能な資金源および援助へのアクセス改善を検討するとともに、政府援助および譲与など新たなあるいは追加的な資金供与を検討すると決議する。またポジティブインセンティブおよび革新的な資金供与方法を検討するとともに、公的部門および民間部門の資金や投資を活用し、適応コストを評価するキャパシティビルディングのための支援を行うと決議する。

アドホック・ワーキンググループの報告書

議定書附属書 I 国の更なる約束に関するアドホック・ワーキング・グループ(AWG)は、議定書3条9項(将来約束)に則り、議定書第一約束期間以降の附属書I締約国の約束を検討するため、COP/MOP 1で設立された組織である。

AWGは、その第4回再開会合において、作業計画、作業方法、将来の会合スケジュールの検討に焦点を当てた。12月3日のAWGプレナリーの後、AWG議長のLeon Charles (グレナダ)とAWG副議長のOuti Berghäll (フィンランド)を共同議長とするコンタクトグループおよび非公式協議で審議を続けた。12月10日、AWGプレナリーは、その報告書(FCCC/KP/AWG/2007/L.5)の概要草案を承認した。12月15日、バリ・ロードマップがCOPで採択されたのに続き、AWGは閉会プレナリーを開催、結論書を採択した。

会合期間中、オーストラリアは、議定書を批准しており、同国は第5回会合から京都議定書締約国としてAWGに参加することになる。オーストラリアは、AWGの閉会プレナリーで、第二のオプションに「強力な支持」を表明するとともに、AWGのこれまでの結論書に対しても支持を表明した。

作業計画、作業方法、日程のレビュー: 締約国は、AWGの会議の大半を費やして、AWG作業計画の中の特定の問題を議論し、2008-2009年のAWG活動および会合を詳しく紹介する文章を含めた文書で合意した。

数カ国の附属書I諸国は、AWGと他の2013年以降の交渉プロセスとの関係を強調し、これらのプロセスを相互に協調させる必要があると主張した。南アフリカはG-77/中国の立場で発言し、作業の重複を避ける必要があることを認め、AWGの権限が限られていることに注目し、他の2013年以降の交渉プロセスと正式にリンクさせることに反対した。参加者は、事務局に対し、AWGの会議予定を「可能な限り」他のUNFCCC会議の予定に合わせて計画するよう要請することで合意した。またG-77/中国は、AWGの作業を2009年までに終わらせる必要があることを強調した。最終文書において、AWGは、附属書I国の将来約束に関する決定書を2009年開催のCOP/MOP 5で採択されるべくCOP/MOPに送ることを目指すと指摘する。

最後に解決された問題は、AWGの作業は条約の究極の目的に関する「共通のビジョン」を指針とするべきであるとするパラグラフの2つのオプションに関するものであった。第1のオプションは、AWG 4の第1部会合報告書(FCCC/KP/AWG/2007/L.3)の中にある関連パラグラフの数字のみに言及するもので、カナダ、ロシア連邦がこれを支持し、当初は一部のG-77/中国諸国も支持していた。第2のオプションは、EUが提案したもので、これらの結論を具体的に記述するオプションであった。後者のオプションは、AR4に言及し、10-15年以内に世界の排出量がピークに達する必要がある、また今世紀半ばまでには2000年水準の半分を大幅に下回るまで削減を行う必要があると説明する。また附属書I締約国がグループとしての排出量を、2020年までに1990年比25-40%削減する必要があることにも言及するものであった。

12月15日、土曜日夕方のAWG閉会プレナリーで、G-77/中国、EU、LDCs、SIDS、ニュージーランド、スイス、その他のいくつかの代表が、第2のオプションを承認するというAWG副議長Berghällの提案への支持を表明した。これに反対したのはカナダとロシア連邦で、カナダは、AR4の特定の箇所への言及に異論を唱え、ロシア連邦は、特にAR4作業部会III報告書がこの文章の引用元であることから、この報告書に言及することを希望した。AWGは、第2のオプションで合意し、「IPCC AR4作業部会III報告書」への言及を付け加えるとともに、脚注において、この作業部会IIIのテクニカルサマリーへの言及を付け加えることで合意した。

AWG結論書: 本結論書(FCCC/KP/AWG/2007/L.6/Rev.1)において、AWGは次のことを決議する:

- 同AWGの作業は、条約の究極の目的とされた課題に関する共通のビジョンを指針としなければならないことを想起し、
- IPCC AR4作業部会III報告書に記載される範囲が有用であり、この報告書では、世界の温室効果ガス排出量を今後10-15年のうちにピークに達するようにし、21世紀半ばまでには2000年比の半分をはるかに下がるレベルにまで削減する必要があると説明していることを指摘し、
- IPCCが評価した安定化シナリオの中で最も低い水準のものを達成するには、附属書I締約国がグループとしての排出量を2020年までに1990年比25-40%削減する必要があると認識し、
- その第5回会合第1部を2008年3月または4月に開催し、その再開会合を2008年6月に開催すると決議し、
- 2つの会合期間中ワークショップを開催し、事務局に文書および情報を提出するなど、第5回会合の第1部および第2部における課題と準備プロセスを明示し、
- 第6回会合の第1部を2008年の8月または9月に、その再開会合を2008年12月に開催すると決議し、
- 文書提出およびテクニカルペーパーの更新など第6回会合第1部および再開会合の準備プロセスの概要を定め、
- 会合期間中ワークショップ、結論書の採択、2009年の作業計画の検討など、第6回会合第1部と再開会合での課題を明示し、
- 2009年に第7回会合および第8回会合を開催すると決議し、

- 附属書I締約国のさらなる約束に関する決定書草案をCOP/MOP 5での採択を目指し、送ることなど、これらの会合で実行されるべき課題を明示し、
- 事務局に対し、AWGの全ての会合を、「可能な限り」他のUNFCCC会議と合同で予定するよう要請する。

このほか、本決定書には、AWGの活動概要を示す附属書が付けられる。

議定書9条に則った議定書レビュー: その範囲と内容

この議題項目(FCCC/KP/CMP/2007/MISC.1, Add.1-2, and FCCC/KP/CMP/2007/INF.1)は、12月5日のCOP/MOPプレナリーで最初に審議され、多くの先進国が包括的なレビューを支持したが、多くの途上国は議定書の実施、なかでも附属書I諸国の約束の実施を強調した。その後Raphael Azeredo (ブラジル)とAdrian Macey (ニュージーランド)を共同議長とするコンタクトグループが結成され、公式、非公式に数回の会合を開催した。12月15日土曜日午後の閉会プレナリーで、COP/MOPは決定書を採択した。

議論の中心となったのは、COP/MOP 4におけるレビューの範囲、内容、およびレビューに向けたプロセスであった。このレビューの範囲に関し、先進国は議定書の包括的なレビューを支持し、これが条約の究極の目的を達成する上で効果的であると述べたが、途上国は議定書の実施のレビューを支持した。実施状況のレビューということで合意に達した。

レビューの内容に関し、締約国は、第2回レビューで扱うべき問題を例示した、これには適応、CDM、IPCC AR4、効果、実施、CCS、LULUCF、森林減少による排出量、特権と免責、バンカー油、クリーンなエネルギー資源に対するインセンティブ、キャパシティビルディング、対応措置に対する適応、遵守が含まれる。締約国は、第2回レビューで議論されるべき問題に関する提出文書の内容についても議論した、これにはJIおよび排出量取引の収益の一部(share of proceeds :SOP)を適応基金に提供すること、議定書の下での遵守に関係する手順とメカニズム、議定書附属書の改定手続きが含まれる。締約国は、JIと排出量取引に収益の一部を提供することに関し文書提出を求めることで合意した。ウクライナとロシア連邦は、この提案は自国におけるこれらメカニズムの実施を阻害するとして、閉会プレナリーで異議を表明した。

これに加えて、遵守メカニズムに関する文書提出への言及も排除され、議定書の改定に関する文章は、議定書附属書Bでの約束記載を希望する条約附属書I締約国への言及を明確にする表現に編集された。

COP/MOP決定書:本決定書(FCCC/KP/CMP/2007/L.8)において、COP/MOPは、このレビューが議定書の実施強化を目指すものであり、適応などその要素の一部について詳しく説明することを目指すことで合意する。さらにCOP/MOPは次を決議する:

- このレビューにおいては、IPCC AR4など利用可能な最善の科学に基づくものとするので合意する、
- このレビューは、COP/MOPで決定されるべき行動を予断するものではなく、締約国の新たな約束に結びつくものでもないことを再度明言し、
- 締約国は、第2回レビューの準備にあたり条約および議定書の関連する活動の成果を考慮することを認め、
- COP/MOPは、第2回レビューの結果に基づき行動をとることを認め、
- 事務局に対し、2008年10月までにAWGに関するワークショップを計画し、その進展状況を示す報告書を作成するよう要請する。

またCOP/MOPは、収益の一部(SOP)拠出条項をJIおよび排出量取引にも拡大して適用し、その拠出金を適応基金の資金とすること、附属書I締約国の約束記載手順、特権と免責、CDMプロジェクトの地域分布など柔軟性メカニズムの範囲と効果や機能性、悪影響を最小限に抑制する方法に関する意見を、2008年3月7日までに提出するよう求める。

ロシア提案

この問題(FCCC/KP/CMP/2007/INF.2, FCCC/KP/CMP/2007/MISC.2 and Add.1 and 2)は、COP/MOP 1でロシア連邦が提案した、自主的な約束承認手順の策定に関する提案に関係する。12月5日のCOP/MOPプレナリーに、SB 26で開催されたワークショップの報告書が提出された。このワークショップは、ロシア提案

を検討する適切なプロセスに関しCOP/MOP 2で長時間の交渉が行われた結果、開催された。このワークショップで、ロシア連邦は、提案の具体的な内容と手順について詳しく説明した。

ワークショップの報告後、インド、サウジアラビアは、ロシア提案のさらなる検討を行うことに反対した。いくつかの附属書I締約国およびClimate Action Networkはロシア提案を称賛した。カナダは、提案の一定の部分が、バリ・ロードマップの一角をなすと考えられることを指摘、オーストラリア、ニュージーランド、日本は、議定書9条に則った第2回レビューとの関連性を指摘した。EUとベラルーシは、この提案の検討継続を支持した。この問題は、Djismun Kasri (インドネシア)を進行役とする非公式協議で議論され、議定書9条に基づく第2回レビューの中で検討し、新たに設置される長期的な協力行動に関するアドホック・ワーキンググループでも、この提案の一部について検討することで合意に達した。

閉会プレナリーで、COP/MOP議長のWitoelarは、この合意について報告し、COP/MOPは、12月15日土曜日、議長提案を結論書として採択した。

COP/MOP結論書:本結論書(FCCC/KP/CMP/2007/L.9)、COP/MOPは、特に、ロシア提案に関するワークショップで、ロシア連邦が自国提案中の手順部分と本質部分とを区別することを認めたことで、この提案の本来の意図と結果の可能性とが明確になったと指摘し、ロシア連邦に対し、議定書9条に基づく第2回レビューならびに長期的な協力行動に関するアドホック・ワーキンググループの中でそれぞれ関連する項目を示すよう求める。

COPおよびCOP/MOP閉会プレナリー

12月15日土曜日午後、議長のRachmat Witoelarは、COPおよびCOP/MOPの閉会プレナリーを招集した。締約国は、COP報告書(FCCC/CP/2007/L.1/Add.1)ならびにCOP/MOP報告書(FCCC/KP/CMP/2007/L.1 and Add.1)を採択した。さらに締約国は、この会議を主催したインドネシア政府ならびに参加者を歓迎したインドネシア国民への感謝の意を表する決議を採択した。(FCCC/CP/2007/L.6 and FCCC/KP/CMP/2007/L.7)

多くの締約国がバリ・ロードマップの採択に満足の意を表し、他の代表団、UNFCCC事務局、インドネシア政府に感謝した。パキスタンはG-77/中国の立場で発言し、自分たちのパートナーが「二度と離れ去ることはないだろう」と述べ、「われわれはともに進んでいく」のだとの共通の認識があることを強調した。EUは、多忙な2年間が控えていると指摘し、2009年のコペンハーゲンでの最終合意に向け努力することを約束した。

Witoelar議長は、この会議が、持続可能な未来を築くため、それぞれが指導力を発揮した「画期的な」会議であったと評し、バリ・ロードマップは、参加者が、気候変動との戦いにおいて一つになった証であり、「今世紀のチャレンジを明確にする」ものだと明言した。同議長が閉会の槌を打ち、この会議は午後6時27分閉会した。

COP 13およびCOP/MOP 3の簡単な分析

神々の島そして新たな一步を踏み出す島バリ島？

自分勝手な理由で行動に突き進んではならない、しかし行動しないままでもいけない。(Bhagavad Gita. 2.47)

気候変動の科学そして政策への関心が、政治でもマスコミでもそして人々の間でもかつてないほどの高まりを見せたこの一年、これを締めくくるバリ気候変動会議は、この気候問題という、IPCCの第4次評価報告書の主な結論を得て、今や人々の心に焼き付いた問題に緊急な対応をするべく、今後2年間にわたり、全ての国がたどるべき交渉の道筋と、大まかな目標、そしてビジョンを示す「ロードマップ」を策定して閉会した。その大まかな目標とは、IPCCの科学と条約の究極の目的の両方を合体させた実効性のある政治的対応である。バリ会議では、明確な目標に焦点を当てようとの意図は全くなく、むしろ気候体制プロセスを動かす多種多様な締約国そして締約国グループが、交渉の枠組と「ビルディングブロック」を打ち立てることを目指した会議であった。このようなビルディングブロックは、交渉におけるいくつもの円を合わせるのに役立つもの

であった、特に各地のそして直近のそれぞれの利益という円と、人々のそして地球という惑星の長期的な共通利益のために集団での行動をとる必要性という円との調和を図るのに役立つ可能性がある。過去2年間の非公式協議は、今や、国の発展というスペクトラムの経路全体を網羅する全ての締約国、米国そして途上国を含めた全ての締約国が参加する舞台に変貌した。

ここでの簡単な分析は、気候変動プロセスの複雑さに関する議論から始まり、バリ・ロードマップの各要素の説明、それぞれのポテンシャル、そして2013年以降の協定を含めた将来の気候体制の交渉を可能にする上でいかに重要であるかを説明する。ここでは、この会議の主要な政治的成果を明らかにし、緩和、適応、資金、技術移転といういわゆる「ビルディングブロック」の交渉で成果を評価する。

複雑さへの対応

バリ会議に出席した1万名もの参加者のうち、複雑さを増し続けている気候変動体制の個々の要素を全て理解しているものは、ほんの一握りに過ぎないだろう。バリ会議の参加者は、UNFCCCのCOPと京都議定書のCOP/MOP、さらには補助機関会合や、アドホック・ワーキンググループ、そして予算から国別報告書、途上国での森林減少による排出量の削減といった広範な問題に関する何ダースものコンタクトグループや非公式協議の会合、加えて各国政府、国際機関、ビジネスや産業グループ、環境NGOsなどが開催するサイドイベントまで、各種の会議のバランスをとらなければならなかった。多数の参加者、問題、交渉場所のバランスをとるには、スタミナも必要であり、時間の管理もそしてあらゆる創造力が必要とされる。長期合意に関する新たな交渉という、これまでにないほど大胆なものとなるはずのプロセスが始まり、気候体制を形成する複雑なそして常に拡大し続けるパズルに、また一つ大きな要素が加わった。

このきわめて微妙なそしてかなり透明性のある政治環境の中で、複雑さを増していくものをうまく処理してきた、UNFCCC事務局の業務は、まさに神業であり、その専門技術と能力、そして何よりもユーモアも交える見事さに、参加者はいつも感動させられる。気候変動を国連の体制全体にとっての最優先課題の一つと位置付けた国連事務総長の決定は、国連の体制全体を通しての気候関連問題の分業効果を高めるとともに責任を果たさせるものであり、将来必要となるであろう資源の確保を可能とするものである。UNFCCCプロセスに直接かかわるもの以外の専門知識からも学ぶ必要があることが強調されたが、これはバリでの議論でも、時期を得た特筆すべき論点であった。

いずれにしても、バリ会議における決議やその成果のうち、どの要素が「バリ・ロードマップ」を構成するか、正確に見極めること自体が複雑な現在進行形の作業である。たとえば、バリ・ロードマップの結果として得られるはずの協定が正確にどのような特性を持つものになるか？これは、依然として議論的となっており、近未来のそして2013年以降の法的な取り決めの形をとるとみる者もいれば、条約の下でそして議定書の下で現在決められている各種の約束に沿ったもの、あるいはそれに手を入れたものとみるものまで、多様な見方が存在する。このため、バリ・ロードマップは、決して明確な枠を持ったものとして定義されるものではなく、多くのものが、COPおよびCOP/MOPで採択され、開始された決定書およびプロセスをまとめたものとみえており、その内容は三つに分類される。

- 交渉の道筋(トラック)
- ビルディングブロック
- 支援活動、これには森林減少および森林劣化による排出量を削減する活動が含まれる。

交渉の道筋(トラック)

バリ・ロードマップは、2005年末、モンリオールでの気候変動会議から開始された長期的な問題に関する交渉の道筋に則って築かれた行程表である。バリ・ロードマップは、京都議定書の第一約束期間が終了する2012年の後の期間に対応する法的なニーズを満たすだけでなく、特に米国が議定書の批准を拒否したことで生じた気候変動体制の構造的なほころびを部分的にでも修復しようとするものである。この交渉プロセスは、先進国と開発途上締約国との間の緊張関係の制度化や、既存の約束の実施に対する信頼性の危機、主要な新興国経済の経済力と責任を反映した責任の分担の必要性などにも悩まされてきた。バリ・ロードマップは、将来の約束に関する交渉に米国が再度参加する、それも他の先進国が実行している努力

にある程度早々する水準で参加するよう、手段を取り続けなければならない; 主要な新興国経済の参加を得るため、革新的なメカニズムとインセンティブを策定しなければならない; そして、何よりも、IPCCの結論にごまかしなく対応することで、条約の究極の目的、すなわち世界を危険な気候変動回避の道筋に導くという目的、にどれだけ対応できるかで、その価値が判断される。

バリ・ロードマップの心臓部は、新たに設立される長期的な協力行動に関するアドホック・ワーキンググループにおいて、さらには議定書の附属書I締約国によるさらなる約束に関するアドホック・ワーキンググループにおいて求められる交渉の道筋(トラック)である。それぞれの道筋での作業は重要である、しかし、おそらくはいろいろな見方を集約したものとなり、それぞれの道筋は、他のグループの作業を参照しあい、それにより、野心的な目標の議論について情報を得るとともに、だれもが将来の協定(単数または複数)に貢献できる方法も伝えることになる。

COP議長Witoelarは、バリ会議の早い段階で開催された長期的な協力行動に関するコンタクトグループの会合で、ロードマップに含まれる可能性が高いものの一つを示唆した。ロードマップが条約の下での交渉の道筋を示すもので、2008年の里程標(マイルストーン)と2009年の目的地が含まれると説明した。この道筋(トラック)の中心となるのが、長期的な協力行動に関するアドホック・ワーキンググループに関する決議であり、この決議は、先進国と途上国の両方における緩和行動として検討すべき交渉の題目を定めるこの種のものとしては初めての決議である。条約の下での交渉であることから、このトラックは途上国や米国も含めた全ての締約国を含める。しかし、この交渉の道筋で得られるマンダートの性質については、条約の究極の目的という以外、多少の疑問が残る。この点で、京都議定書を成立させたベルリンマンダートに関するアドホック・ワーキンググループに託された強力なマンダートと、このAWGの作業とを対比させる動きもある。あるオブザーバーは、「COPに戻して、明確かつ強力なマンダートを与える必要がある、今のままでは手探りで進むようなものだ」と述べ、この作業が拘束力のある協定に結びつくことを希望した。

議定書の下での交渉の道筋(トラック)は、議定書の附属書I締約国によるさらなる約束に関するアドホック・ワーキンググループの作業計画、方法、将来の会合予定がその道筋をなす。こちらのAWGの作業で重要なことは、COP/MOP 4において、議定書9条に則った第2回レビューを行うことに関する議論であり、このレビューにどのようなインプットを提供できるかである。

バリで最も有意義であった展開の一つは、事務局長が「ベルリンの壁の崩壊」になぞらえた方針転換であった。「二つの道筋(トラック)」手法は、条約の議論と議定書の議論の間に一定の間隔を持たせつつ続けられるが、長期的な協力行動に関するAWGの決議では、これまでで初めて「附属書I」諸国および「非附属書I」諸国という表現の代わりに「先進(developed)」国と「開発途上(developing)」国という表現が用いられる。この表現は、将来の協定で将来の貢献分を定める議論が、附属書I諸国と非附属書I諸国の枠を超えて進むという展望を開くことから、多くのものが突破口の一つとみている。将来の貢献分を各国の「経済能力」に合わせて差異化するというこの新しい手法が、将来の協定構造の一環をなすと期待される。さらに、この新しいAWGは、議定書を批准しなかった米国にも全面的な参加と、将来の役割を与えている。

一部の開発途上締約国が明言するとおり、これらの全てにそれぞれリスクが存在する、すなわち特定の附属書I締約国が、この機会に「船を飛び移り」京都議定書規定の約束よりも緩やかな約束の採択を試みる可能性がある。このため、現在の附属書I締約国を、削減約束のスペクトラム全体で最も大胆な約束に拘束する「ファイヤウォール」が提案された。

ビルディングブロック

これらの交渉の道筋を横断する作業計画が新たに登場しており、これは間違いなく両方の道筋を推進し合うが、これに欠かせないものがいわゆる「ビルディングブロック」、すなわち、緩和、適応、技術、資金である。これら4つの重要な要素は、ロードマップの交渉においても、また適応基金などの関係する議論においても検討された。

交渉に対する信頼を醸成する段階で、米国の再加入と主要な途上国経済の参加という一応の成果が明らかになったことから、バリ会議は、緩和と約束において証拠に基づく交渉プロセスを確立した会議であったと、一部のもの、特にEUや主なNGOは見ている。EUの議題提示のタイミングとその大胆さは、予想外だったわけではないが、最も厳しい交渉のやりとりを招く結果となった。

緩和: 長期的な協力行動に関するアドホック・ワーキンググループでの緩和の議論、特に途上国の参加に関する議論は、土曜日のCOPプレナリーまで未解決のまま残された。これまでにないほど熱気を帯びたマスコミの注目の中、インドは、国連の事務総長やインドネシアの大統領が綺羅星のように並ぶ前で、締約国に交渉の妥結を呼びかけ、今回の交渉の最後の数時間を、何か超大作映画(原文”Bollywood Blockbuster”)の1シーンのように演出した。土曜日の午後まで、ベテラン参加者は交渉決裂の可能性がなきにしもあらずとみている。

この会議を決定づけた瞬間は、最後のそして劇的であったCOPプレナリー会合で、米国が、G-77/中国の支持を得たインドの提案に対する反対を取り下げたときであった。インドの提案は、途上国締約国が、技術的、資金的、キャパシティビルディング活動面での支援を受け、計測・報告・検証可能な手順で、緩和行動を確実に実行することを目指したものであった。この新しいパラグラフは、途上国締約国をより強く将来の協定に結びつけることを意味し、これら途上国が、そのような行動を可能にする手段に確実にアクセスできるようにするものである。先進国側が将来の交渉において、自国側は緩やかな約束にし、途上国の貢献分に過大な荷重をかけるのではないかと懸念から、インドは、世界のマスコミの目を一身に集める中、キャパシティビルディング支援という先進国の約束をさらに厳しいものにする中で、巧みに、ロードマップの交渉終結の瞬間を手にしたのである。土曜日の最後のCOPプレナリーで、この未解決の問題を持ち出すことは、リスクの高い戦略であるが、何日も非公開で議論を重ねてきたこの問題に終止符を打たせるべく、とられた戦略であった。米国代表は、南アフリカやパプア・ニューギニアから突き放され、インド提案の受け入れを願う参加者やオブザーバーからの長時間の拍手にも痛手を受け、結局、ワシントンも加わったと報じられた電話会議の末、インド提案への反対を取り下げたのである。

緩和の議論は、IPCC第4次評価報告書への言及をどうするかについての意見対立でもその背景となった。この論争は、条約の下でのものと議定書の下でのものという二方面で争われた。議定書に関するAWGでは、ロシア、カナダ、日本が、ウィーンでのAWG報告書の中で、他のIPCC AR4への言及と合わせて記載されていた温室効果ガスの25-40%削減という範囲を明示することに、肩を並べて反対した。ロシア連邦は、マスコミの報道が、この範囲での削減で各国が「合意する」ことへの期待感を煽っていると、また「この範囲を目標範囲とすることには慎重であるべきだ」として、AWGの閉会プレナリーに至るまで、反対の姿勢を崩さなかった。カナダと日本は、非公式協議の席でロシアの意見に留意するよう主張したが、AOSISの一致した働きかけを受け、IPCC AR4への包括的な言及を挿入することに関するそれぞれの立場を転換した。

協力行動の対話という条約の下での交渉はあまり成功せず、IPCCの科学に対する言及は弱い表現にとどまった。AOSISは、この問題の協議を締めくくる非公式の小グループ会合で、より強い表現にするよう働きかけたが適わなかった。参加者は、条約の下での協力行動の交渉が、弱い基盤に則り開始されると考えており、IPCCへの言及を再度検討する必要があるかも知れない。

適応と資金: 適応と資金を結びつける重要な成果の一つが、途上国の適応努力への資金供与を目的とする適応基金の運用開始決定である。この基金は、今回の交渉でも特に微妙な問題であったが、これはこの基金が、UNFCCCの下での他の基金とは異なり、途上国で実施されるCDMプロジェクトから徴収される料金を賄われ、このため資金供与者に依存しないためである。これまでの会議では、GEFをこの基金の管理者とする提案が、途上国と先進国間の意見対立をよんできたが、COP/MOPの指導の下で運営する適応基金理事会の設置で合意したことは画期的であった。しかし、会議の冒頭では、この基金の業務担当を確保しようとするGEFの代表が相当なロビー活動を展開していたのが目についた。結局、GEFは、事務局機能の提供という暫定的な役割を確保した。

適応基金の設立は、広範な参加者から称賛された。またこの会議でG-77/中国が獲得した成果の一つともいわれ、一部のオブザーバーは、このグループの経済力や政治勢力を反映したものだと言及した。

技術: GEFにおける暫定的な資金供与計画は舞台裏で交渉されてきたが、最終的な合意の詳細は、かなり複雑なものとなっている。技術に対する資金援助は、おそらくはコペンハーゲンにおいて、将来の約束に関する包括的な合意が成立するならば、その規模が拡大するとみられる。各国政府は、途上国が必要とする緩和および適応の両方に関する技術の移転への資金供与額拡大を目的とする戦略計画を直ちに立ち上げることで合意した。これも途上国にとっての勝利の一つとみる向きが多い。

支援活動—森林減少による排出量の削減

途上国での森林減少による排出量の削減に関する決議は、気候体制自体にも重要であるが、さらに広範な森林減少の議論においても重要である。あるオブザーバーがコメントしたとおり、森林減少問題の細分化がその解決を妨げてきたが、今回、おそらくは初めて、究極的には法的拘束力のある枠組の下で扱われることになる可能性がある。

今後の課題を理解するためのプロセスを立ち上げることで合意しており、これには、2013年以降の問題に対処する準備として、今後2年間の実証活動も含まれる。

この議論では、2013年以降の問題などで意見の対立が見られた。米国は、決定書の中の、森林減少から発生する排出量削減の箇所「土地利用」という表現の挿入を支持し、一部のオブザーバーは、森林だけでなく農業や他の土地管理方式も含めた広範な土地利用の議論を想起して警戒した。しかし、長期的な協力行動に関する議論では、将来、決定書の中で森林減少からの排出量の削減に特に言及し、森林の保全、持続可能な管理の役割、そして森林の炭素貯留量増加に「配慮する」ことで、オプションの可能性をもたせ合意した。

前へ進む

バリ会議は、気候問題の交渉における特別な時期、つまり気候変動という問題の登場以来、一般人もマスコミも十分な情報を得て、注目を集める中で開催され、このような時期に交渉が行われた場合、締約国には、いかに強い圧力がかかるか、科学の指し示すことを直面すべきという圧力がかかるかを実証した会議であった。気候変動に対する政治的な関心が高まる中、研究機関や対立意見を持つ組織だけでなくマスコミもこれまでにない関心を寄せ、専門知識をつぎこんだ。多数のサイドイベントが、会議と並行して開催されたが、これもこれまでに例がなく、この中には、気候と開発の日という週末に丸二日間を費やして開催されたイベントもあり、森林の日のイベントも行われた。

若者グループの代表団は、COPプレナリーで、「物理や化学と交渉することなどできない」と述べた。これはもちろん完全に正しいとは言えない。締約国の中には、科学的な面でも異論を持つものがあるが、国際的な世論の批判の目にさらされた場合、締約国の姿勢が変わることもある。バリ会議の特徴は、交渉担当者が、非公開の閣僚級会議から席をはずし、プレナリー会合に戻るとまたその立場を変えたことである、このことは、最後のCOPプレナリーで、米国とカナダにかかった圧力でも明らかである。透明性が決定要素となりうる。

COP/MOP 3では、国際的な気候政策と国内選挙のからみあいがみられた、その例として、オーストラリア労働党のKevin Ruddの劇的な勝利がある。2008年には、別な国内選挙が、その結果はともあれ、世界の気候変動体制に大きく影響する可能性がある。バリの会議に集まった世界の目は、今後2008年11月の米国の選挙に向けられることになる。

それまでの間、条約そして議定書の締約国は、2007年9月の国連事務総長による気候変動サミットで聴かれた「突破口」の呼びかけに応えることができた。バリ会議は、2013年以降の期間に関する合意をまとめるため、明確な期限を持って大いなる交渉をスタートさせた。バリは、これからのロードマップを提供し、ビルディングブロックを提供することに成功した。これからの道筋は、交渉担当者、政治家、一般、マスコミなど全てのものにかかってくる、それぞれの役割を果たし、交渉を進展させ、行動を起こし、圧力をかけ続け、監視を怠らず、バリから延びる道筋が海の中に落ち込むことのないようにしなければならない。



今後の会議予定

IPCC再生可能エネルギーに関する特別報告書、スコーピング会議:この会合は2008年1月21-25日、ドイツのLübeckで開催される。詳細については右記に連絡:IPCC事務局;電話:+41-22-730-8208;ファクシミリ:+41-22-730-8025;電子メール:IPCC-Sec@wmo.int;インターネット:<http://www.ipcc.ch/>

気候変動とともに生きる:適応に限界はあるか?:気候変動研究ティンドールセンターとオスロ大学が共催する会議は、2008年2月7-8日、英国、ロンドンの王立地理学会で行われる。この会議では、気候変動に対する適応戦略、特に気候変動に対する社会の適応能力を制限しうる適応障壁の可能性を探るとともに、これらの障壁を克服する機会を明らかにする。詳細については右記に連絡: Vanessa McGregor, Tyndall Centre for Climate Change Research; 電話:+44-1603-593900; ファクシミリ:+44-1603-593901; 電子メール: adaptation2008@uea.ac.uk; インターネット: <http://www.tyndall.ac.uk/research/programme3/adaptation2008/index.html>

德里ー持続可能な開発サミット2008年:持続可能な開発と気候変動:このサミットは、2008年2月7-9日、インドのニューデリーで開催され、南北それぞれの指導者が一堂に会し、気候変動と持続可能な開発という重要問題を論じ、2008年の世界的な解決策模索への動きを促進する場を提供する。詳細については右記に連絡: Summit Secretariat, TERI; 電話:+91-11-2468-2100 ファクシミリ:+91-11-2468-2144; 電子メール: dsds@teri.res.in; インターネット: <http://www.teriin.org/dsds/2008/>

ワシントン国際再生可能エネルギー会議(WIREC)2008年:この会議は、2008年3月4-6日、米国、ワシントン市で開催される。このイベントは、米国国務省が主催し、エネルギー安全保障、気候変動、大気の状態、および農業と農村部の発展を含める持続可能な開発という目標に向けた進展することを目指す。また再生可能エネルギーの研究、政策策定、技術革新、商業化、発展で世界的な指導力を発揮し、産業と政府間の協調促進も目指す。詳細については右記に連絡: American Council on Renewable Energy; 電話: +1-202-393-0001; ファクシミリ: +1-202-393-0606; インターネット: <http://www.wirec2008.org/>

UNFCCCにおける長期的な協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第1回会合および京都議定書AWGの第5回会合:バリのCOP 13において設立された新しい組織である長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループの第1回会合は、2008年3月-4月、ガーナのAccraで開催の見込みであり、日程は今後決定される。この会議の目的は、同グループの作業計画を策定することにある。京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループの第5回会合も同時に開催される予定である。詳細については右記に連絡: UNFCCC Secretariat; 電話: +49-228-815-1000; ファクシミリ: +49-228-815-1999; 電子メール: secretariat@unfccc.int; インターネット: <http://www.unfccc.int>

気候変動に関する政府間パネル第28回会合:この会合は、2008年4月9-10日、ハンガリーのブダペストでの開催が暫定的に予定されている。詳細については右記に連絡: IPCC Secretariat; 電話: +41-22-730-8208; ファクシミリ: +41-22-730-8025; 電子メール: IPCC-Sec@wmo.int; インターネット: <http://www.ipcc.ch/>

UNFCCC補助機関第28回会合:実施に関する補助機関および科学的・技術的助言に関する補助機関の第28回会合は、2008年6月2-13日、ドイツのボンで開催される予定である。同時に、条約における長期協力行動に関するアドホック・ワーキンググループの第2回会合および京都議定書附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループの第5回再開会合も開催される。詳細については右記に連絡: UNFCCC Secretariat; 電話: +49-228-815-1000; ファクシミリ: +49-228-815-1999; e-mail: secretariat@unfccc.int; インターネット: <http://www.unfccc.int>

特に森林の管理に注目する森林および森林管理の変化する気候への適応に関する国際会議: 科学、政策、実施方法のレビュー:この会議は、2008年8月25-28日、スウェーデンのUmeåで開催される。国連食糧農業機関、森林研究機関の国際同盟、スウェーデン農業科学大学が共催するこの会議では、世界各地の気候条件で進行する変化についての現在の知識と、これらの変化が森林の健康、森林管理、保全に与



Earth Negotiations Bulletin
COP13/COP/MOP3
<http://www.iisd.ca/climate/cop13>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

える影響に焦点を当てる。詳細については右記に連絡: Alexander Buck, IUFRO; 電話:
+43-1-877015113; 電子メール: buck@iufro.org; インターネット:
<http://www.forestadaptation2008.net/home/en/>

UNFCCCの下での長期的な協力的行動に関するアドホック・ワーキンググループ第3回会合および京都議定書AWGの第6回会合: これらの会合は、2008年8月から9月に開催されるが場所は未定である。詳細については右記に連絡: UNFCCC Secretariat; 電話: +49-228-815-1000; ファクシミリ: +49-228-815-1999; 電子メール: secretariat@unfccc.int; インターネット: <http://www.unfccc.int>

UNFCCC締約国会議第14回会合および京都議定書の締約国会議第4回会合: UNFCCC COP 14および京都議定書COP/MOP 4は、2008年12月1-12日、ポーランドのPoznanで開催の予定である。これらの会議は、UNFCCC補助機関の第29回会合と同時にされる。同様に条約における長期的な協力的行動に関するアドホック・ワーキンググループが第4回会合を開催、また京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループが第6回再開会合を開催する。詳細については右記に連絡: UNFCCC Secretariat; 電話: +49-228-815-1000; ファクシミリ: +49-228-815-1999; 電子メール: secretariat@unfccc.int; インターネット: <http://www.unfccc.int>

用語集

AOSIS	小島嶼国連合
AR4	IPCC第4次評価報告書
AWG	京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ
CCS	炭素回収貯留
CDM	クリーン開発メカニズム(CDM)
CER	認証排出削減量
CGE	非附属書I国別報告書に関する専門家諮問グループ
COP	締約国会議
COP/MOP	締約国の会合としての役割を果たす締約国会議
Dialogue	条約実施強化を目的として気候変動に対応するための長期的協力に関する対話
EGTT	技術移転に関する専門家グループ
EIT	市場経済移行国
GEF	地球環境ファシリティー
HCFC-22	ハイドロクロロフルオロカーボン-22
HFCs	ハイドロフルオロカーボン
HFC-23	ハイドロフルオロカーボン-23
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
JI	共同実施
JISC	共同実施監督委員会
LDCs	後発発展途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化・林業
ppm	CO2換算で100万分の1
SB	UNFCCC補助機関
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学的、技術的助言に関する補助機関
SIDS	小島嶼後発途上国
UNFCCC	国連気候変動枠組条約